

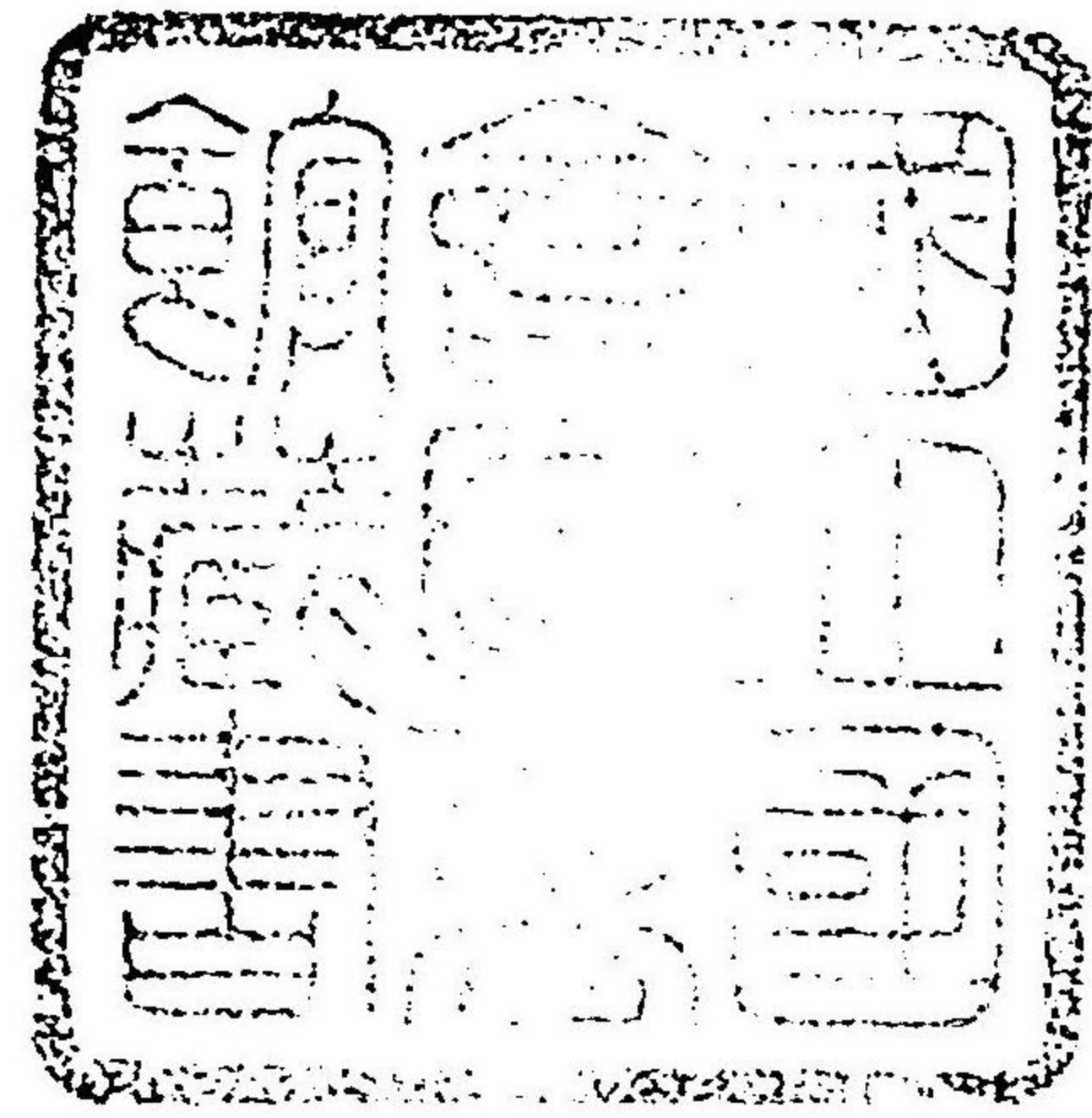
國民精神文化文獻 一二

日本教育史資料書

第三輯

國民精神文化研究所

370  
95



教育事實史資料

第四編 近世上

131566

## 例言

一、本書は日本教育に關する歴史的資料を蒐集、整理せるものであつて、その中本年度に刊行せる第一輯より第五輯までは教育事實史資料とし、次いで公にすべき教育思想史資料と相俟つて、専門學校、師範學校、其の他教育史教授の參考書たらしめんとするものである。

一、教育事實史に關する資料の蒐集、整理に際しては、まづ社會形態、思想形態の變遷に應じて、時代的區劃を上古、中古、中世、近世上、近世下、最近世の六部に分ち、各時代の資料を各一編に纏めた。本書は最初に我が國肇國の理想を明かならしむべき資料を掲げ、最後に我が國教學の根本方針を明瞭にすべき資料を以つて結んだのであるが、それ以外には各編ごとその時代の社會形態、思想形態、教化政策に關する資料を、教育の形態とし、これを最初に置き、それに「教育の理想」、「教育の施設」、「教育の内容」、「教育の方法」といふ項目に従つて各項各一章となし、各編の資料をその順序に配列した。更に各章の内部に於いても、資料は項目に依つて分類し、同一項目内に於いては年代順に配列した。

一、各章の終にある解説は、蒐集せる資料の説明として附したものであるが、同時に成るべくその敘述を通して日本教育事實史の簡単な概観を得しむるやうにした。各資料中難解な語句には簡単な語釋を施し、漢文には句讀訓點を附した。異本に依つて異なる字句は、その中適當と編者の思惟したるものを採用し、原資料に用ひられてゐる古字、俗字、略字等は原則として現行文字に改めた。各資料には使用の爲の便を計つて、上古より最近世に至るまで通し番號を附し、解説文にもこれを挿入して、對應に便ならしめた。

一、本年度に刊行せる第一輯より第五輯までの編纂は、研究部長研究囑託吉田熊次監修の下に、所員伏見猛彌、助手渡邊誠、思想調査囑託藤田勳、編輯事務囑託平塚益徳、並に編纂囑託東京帝國大學助教海後宗臣之に當つた。

一、第三輯の資料の選擇は、編纂者の外、囑託石津照璽之を擔當した。本輯の解説は、主として平塚益徳及び海後宗臣、校正は主として平塚益徳之に當り、資料の語釋並に校合は、編纂者の外、編輯事務囑託太田兵三郎、同三宅清、同青柳秋生、同田中久夫、同植松茂並に囑託石津照璽之を擔當した。

一、第三輯の資料は左記の書を原典とし、他書を參照して校合した。

- |                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 會津藩教育考(昭和六年刊)          | 外交志稿(明治十七年刊)             |
| あしの下根(日本教育文庫)          | 改宗離檀御裁許記録(大谷大學藏寫本)       |
| あすか川(國書刊行會刊新燕石十種)      | 貝原篤信家訓(日本教育文庫)           |
| 蟹の燒藻(近古文藝溫知叢書)         | 海錄(國書刊行會刊)               |
| 井伊直孝遺狀(日本教育文庫)         | 嘉永明治年間錄(明治十六年刊)          |
| 板倉重矩遺書(日本教育文庫)         | 學舍坐右戒(藤樹先生全集)            |
| 伊藤仁齋塾則(日本教育文庫)         | 甲子夜話(國書刊行會刊)             |
| 一刀齋先生劔法書(國書刊行會刊武術叢書)   | 假名文章娘節用(日本名著全集人情本集)      |
| 隱元和尙黃檗清規(大正新修大藏經)      | 賀茂真淵書簡(昭和七年刊賀茂真淵全集)      |
| 江川坦菴書簡(有朋堂文庫新撰書簡集)     | 唐錦(日本教育文庫)               |
| 大高源吾書簡(有朋堂文庫新撰書簡集)     | 間臆瑣言(日本儒林叢書)             |
| 親子草(國書刊行會刊新燕石十種)       | 寬保延享江府風俗志(國書刊行會刊近世風俗見聞集) |
| 折たく柴の記(國書刊行會刊新井白石全集)   | 耆舊得聞(改定史籍集覽)             |
| 尾張亞相宗春卿家訓(日本教育文庫)      | 近世畸人傳(有朋堂文庫)             |
| 溫恭院殿御實紀(新訂增補國史大系續德川實紀) | 黒田長政遺言并定則(日本教育文庫)        |
| 女家訓(日本教育文庫)            | 經濟錄(日本經濟大典)              |
| 女五常訓(日本教育文庫)           | 藝藩學問所記事一片(昭和四年刊)         |

憲教類典(帝國圖書館藏寫本)

嚴如宗主履歷大谷派講者列傳碑文集(眞宗全書)

劔法夕雲先生相傳(國書刊行會刊武術叢書)

劔法略記(國書刊行會刊武術叢書)

嚴有院殿御實紀(新訂增補國史大系德川實紀)

巷街贅說(國書刊行會刊近世風俗見聞集)

皇朝二十四孝(日本教育文庫)

弘道館學則(日本教育文庫)

五山法度書(大谷大學藏寫本)

古德事蹟傳(眞宗全書)

近藤守重事蹟考(國書刊行會刊近藤正齋全集)

酒井忠進家訓(日本教育文庫)

酒井忠學家訓(日本教育文庫)

酒井隼人家法竝家訓(日本教育文庫)

佐久間象山女訓(日本教育文庫)

三緣山志(淨土宗全書)

三省錄(日本經濟大典)

志士清談(改定史籍集覽)

事實文編(國書刊行會刊)

澁谷隱岐守筆記(日本教育文庫)

詩文國字牘(少年必讀日本文庫)

島津綱貴教訓(日本教育文庫)

授業編(日本教育文庫)

浚明院殿御實紀(新訂增補國史大系德川實紀)

承應遺事(改定史籍集覽)

常憲院殿御實紀(新訂增補國史大系德川實紀)

昭德院殿御實紀(新訂增補國史大系續德川實紀)

小兒必用養育草(帝國圖書館藏寫本)

商人生業鑑(日本經濟大典)

昌平志(帝國圖書館藏寫本)

昇平夜話(日本經濟大典)

諸宗階級(續々群書類從)

白川侯家訓(日本教育文庫)

眞宗學則(大谷大學藏)

慎德院殿御實紀(新訂增補國史大系續德川實紀)

新諭(淡窓全集)

清流紀談(明治十九年刊)

世事見聞錄(改造文庫)

全樂堂日錄(國書刊行會刊近世文藝叢書)

先哲叢談(木版刊本)

叢林集(眞宗全書)

續日本高僧傳(大日本佛教全書)

台宗僧侶經歷衣體記(天台宗全書)

台德院殿御實紀(新訂增補國史大系德川實紀)

大猷院殿御實紀(新訂增補國史大系德川實紀)

玉かつま(明治三十五年刊本居宣長全集)

塵塚談(近古文藝溫知叢書)

貞丈家訓(天保八年刊)

天言筆記(未刊隨筆百種)

土井利勝遺訓(日本教育文庫)

桃源遺事(續々群書類從)

東照宮御實紀(新訂增補國史大系德川實紀)

東照宮御消息(日本教育文庫)

藤堂高虎遺書(日本教育文庫)

德川禁令考(吉川弘文館刊)

德川齊昭書簡(有朋堂文庫新撰書簡集)

戶田氏鐵家訓(日本教育文庫)

豐臣秀吉捷書(大日本史料)

豐臣秀吉法度(大日本史料)

內藤義泰家訓(日本教育文庫)

七種寶納記(未刊隨筆百種)

難波江(日本教育文庫)

日溪學則(明和五年刊)

日本教育史資料(文部省藏版)

日本輿地通志(大日本地誌大系)

年山紀聞(吉川弘文館刊百家說林)

原惣右衛門母書簡(有朋堂文庫新撰書簡集)

常陸帶(東湖全集)

- 病間長語(近古文藝溫知叢書)  
 武藝小傳(改定史籍集覽)  
 武家義理物語(岩波文庫)  
 武家七徳(日本經濟大典)  
 武功雜記(改定史籍集覽)  
 藤田東湖書簡(有朋堂文庫新撰書簡集)  
 武徳大成記(帝國圖書館藏寫本)  
 武備和訓(日本教育文庫)  
 文恭院殿御實紀(新訂增補國史大系續徳川實紀)  
 文昭院殿御實紀(新訂增補國史大系徳川實紀)  
 寶内密か秘とつ(未刊隨筆百種)  
 寶曆現來集(國書刊行會刊近世風俗見聞集)  
 戊午幽室文稿(未刊隨筆百種)  
 保科正之家訓(日本教育文庫)  
 堀ろく子書簡(有朋堂文庫新撰書簡集)  
 本朝武藝小傳(國書刊行會刊武術叢書)  
 前田利家書置(日本教育文庫)
- 窓の須佐美(近古文藝溫知叢書)  
 窓の須佐美追加(近古文藝溫知叢書)  
 明良洪範(國書刊行會刊)  
 野叟獨語(近古文藝溫知叢書)  
 柔話(未刊隨筆百種)  
 有章院殿御實紀(新訂增補國史大系徳川實紀)  
 有徳院殿御實紀(新訂增補國史大系徳川實紀)  
 右文故事(國書刊行會刊近藤正齋全集)  
 鷹山公偉蹟録(昭和九年刊)  
 擁書樓日記(國書刊行會刊近世文藝叢書)  
 慶喜公御實紀(新訂增補國史大系續徳川實紀)  
 世の手本(日本經濟大典)  
 龍谷講主傳(眞宗全書)  
 我衣(近古文藝溫知叢書)  
 和漢三才圖繪(明治三十九年刊)  
 和田政勝家訓(日本教育文庫)

昭和十二年三月

國民精神文化研究所

日本教育史資料書 第三輯 目次

第四編 近世上

第一章 教育の形態

資	料〔一三九〕〔二六〇〕	一
解	説	九

第二章 教育の理想

資	料〔二六一〕〔三二〇〕	一〇
解	説	一六

第三章 教育の施設

資	料〔三三一〕〔五二二〕	一四
解	説	二〇

第四章 教育の内容

資	料〔五三〕〔五九九〕	二五
解	説	三〇

第五章 教育の方法

資料〔一六〇〇〕—〔一六四八〕……………209

解説……………210

第四編 近 世 上

第一章 教育の形態

〔二一三九〕台徳院殿御實紀 卷卅九

自今以後國民之外不可交置他國者事、凡因國其風是異、或以自國之密事告他國、或以他國之密事告自國、佞媚之萌也、

(註) 元和元年七月七日、武家諸法度第五條 ○國民の「民」は流布本では「人」となつてゐる

〔二一四〇〕大猷院殿御實紀 卷廿八

於江戸并何國、假令何篇之儀雖有之、在國之輩は守其所、可相待下知事、

(註) 寛永十二年六月廿一日、武家諸法度第四條



〔一一四一〕明良洪範 卷十五

寛文年間酒井修理大夫忠直若州より參勤の途中尾州にて供の士と所の馬方と口論に及ぶ然れども尾州御領所の馬方故尾州家へ對して供の士も堪へ居たるに馬方は悪口益増長する故止事を得ず供の士刀を抜て切捨ける修理大夫申されけるは馬方慮外者には有れど尾州侯御領所の者なれば切捨し儘にては尾州侯へ對して相濟ず惜き士なれども切腹さすべしとて近邊の寺院を借て切腹させける光義卿此事を聞給ひ士へ對して馬方慮外なす時は切捨にして苦しからざれど吾領所の馬方なれば修理大夫我に對して其士に切腹させたるならんが其寺の主僧より其士の命乞ひを申出ずして見ながら切腹させたるは僧の本意を知らざる俗僧也早々所領を追放すべしと仰せ出されしと也

〔註〕「光義卿の俗僧追放」の條

〔一一四二〕大猷院殿御實紀 卷廿六

また普第大名の妻子を所領に置もの、今年よりみな江戸に引移すべしと仰いださる、

〔註〕寛永十一年八月四日の條

〔一一四三〕大猷院殿御實紀 卷廿八

大名小名在江戸交替所相定也、毎歲夏四月中可致參觀、

〔註〕寛永十二年六月廿一日、武家諸法度第二條

〔一一四四〕徳川禁令考 卷三

萬事應江戸法度、於國々所々可遵行事、

〔註〕天和三年七月廿五日、武家諸法度第十五條

〔一一四五〕 豊臣秀吉提書

一 諸國百姓、刀、脇指、弓、やり、てつはう、其外武具のたくひ所持候事、堅御停止候、其子細者、不入道具をあひたくはへ、年貢所當を令難澁、自然一揆を企給人にたいし非儀の動をなすやから、勿論可有御成敗、然者、其所之田畠令不作、知行ついえになり候之間、其國主、給人、代官として、右武具悉取あつめ、可致進上事、

一 百姓は農具さへもち、耕作專に仕候へは、子々孫々まで長久に候、百姓御あはれみをもつて、如此被仰出候、誠國土安全萬民快樂之基也、異國にては唐堯のそのかみ、天下を鎮撫せしめ、寶劔利刀を農器にもちいると也、本朝にてはためしあるへからず、此旨を守り、各其趣を存知、百姓は農桑を精に入へき事、

右道具急度取集、可有進上候也、

(註) 天正十六年七月八日の秀吉の所謂刀狩の掟の第一條及び第三條

〔一一四六〕 豊臣秀吉法度

一 奉公人、侍、中間、小者あらし子に至る迄、去七月奥州え御出勢より以後、新儀に町人、百姓に成候者在之者、其町中地下人として相改、一切をくへからず、若かくし置に付ては、其一町一在所可被加御成敗事、

一 在々百姓等、田畠を打捨、或あきない、或賃仕事に罷出輩有之者、そのもの事は不及申、地下中可爲御成敗、并奉公をも不仕、田畠もつくらさるもの、代官給人としてかたく相改、をくへからず、若於無其沙汰者、給人過怠には、其在所めしあけらるへし、爲町人、百姓かくし置におゐては、其一郷同一町可爲曲言事、

(註) 天正十九年八月廿一日 ○あらし子 中間小者同様の雜卒

〔一一四七〕 徳川禁令考 卷三

古賢語、養人者治人、治人者養人、天下之通義なりと云、凡四民之内、士は農を

治農は士を養此二は居工商之上

(註) 「徳川成憲百箇條」第十二條

「二一四八」台徳院殿御實紀 卷五十

此日令せられしは、武家宅地にをいて、市人ならびに主なき浪人に住居せしむる事嚴禁せらる、此廿二日各所に檢使をつかはし巡視せしめ、もしさるものに貸おかば、その宅地を收公せらるべしとなり、

(註) 元和五年五月十五日の條

「二一四九」大猷院殿御實紀 卷五

けふ市井に令せらるゝは、市人大脇差帶る事は前々より停禁たれば、彌かたく守るべし、さきには盜賊にまぎれしにより、もしさる市人を捕ふるに於ては、賊刑に處せらるべし、

(註) 寛永二年十月十八日の條

「二一五〇」有徳院殿御實紀 卷十三

又すべて農民府に出て武家につかへ、郷里にかへりて後も、なを刀おぶる者あるよし聞ゆ、此後かたく停禁たるべし、もし檢點をこたらば、里正も咎めらるべし、

(註) 享保六年閏七月廿三日の條

「二一五一」徳川禁令考 卷三十八

急度申入候仍伴天連之門徒之儀堅御停止之旨先年相國様被仰出候上は、彌被得其意百姓以下至迄彼宗門無之様可被入御念將又黒船いきりす船之儀右之宗體に候間御領分着岸候共長崎平戸へ被遣之御領内に而商賣不仕様尤候此旨依上意如此候恐々

追而唐船之儀は何方へ着候共舟次第賣買可仕旨被仰出候以上

(註) 元和二年八月八日付、「伴天連宗門御制禁奉書」○日附、署名略

〔一一五二〕徳川禁令考 卷六十一

一日本國被成御制禁候切支丹宗門之儀乍存其趣弘彼宗之者今に密々差渡之事

一宗門之族結徒黨企邪儀則御誅罰之事

一件天連同宗旨之者かくれ居所江彼國よりつけ届物送りあたふる事

右因茲自今以後かれかた渡海之儀被停止之畢此上若差渡におゐては破却其船并乘來者速可被處斬罪之旨所被仰出也仍執達如件

(註) 寛永十六年七月五日の所謂「長崎制札」

〔一一五三〕大猷院殿御實紀 卷四十六

阿蘭人二人拜し奉る、よて老臣并井上筑後守政重仰を傳ふ、蘭船この後長崎に着船互市すべし、天主教の徒他の蠻船にのり來る事ありて、これをしらば速にうたへ出べし、もしかくし置て後日にあらはるゝにおゐては、蘭船も通商を禁斷せらるべしとなり、譯官これをつたへしかば、蘭人この後かたく國禁を守り奉るべきよし申て退く、

(註) 寛永十八年四月二日の條

〔一一五四〕常憲院殿御實紀 卷廿三

抑本邦中頃兵革打つゞきしより、學政荒廢しければ、室町將軍の頃、文學五山縉流の手に落しより、儒をもて業とするものみな剃髮し、釋徒に同じ姿となりし弊習、數百年をへてあらたむる事を得ざりしに、當代聖人の道を尊崇あつく、しきりに學政を振起したまふあまり、御英斷ありてかくぞ仰出されける、これより舊年の弊風一時に改り、官儒は更にもいはず、諸侯の

門下に經をよこたへ、郷黨に冊を狹む輩まで、みな汚俗を變じ、四海の内、儒者の道は即ち王侯大夫の道にして、かの道釋の徒とは、涇渭の別明らかにして、しること、なりぬ、誠に希代の盛舉といひつべし、

(註) 元祿四年正月十三日の條 ○汚俗 けがれた俗、僧形であつたのをいふ

〔二一五五〕明良洪範  
卷之一

酒井忠勝隱居して空印と號し牛込屋敷の山莊にぞ住居ける此山莊に長安寺と言號を澤庵和尚付らる自筆に延寂山と題せらる此時隱居せるに付て將軍家へ捧げ物の品定とて林春齋父子を招きて唐筆畫讚の吟味せられける御臺所へ献上用意の内土佐光信が畫きし源氏の大屏風一雙此繪の意を尋られしに歌書の事不案内の由春齋答られしかば忠勝儒臣に召仕はるゝ人は必漢書のみには限る可らず日本の儒官は日本の事第一知べき事也殊に源氏繪の屏風は世上に多き物也我は苦しからず他家諸

侯の方にて天下の儒官に任ずる人が近く取扱ふ物を知ずとは申され間敷ぞ儒は物知りと譯せずや此源氏には限り申まじ總じて書畫等のことまで是はかゝる事是は何を略したることと正し置るべき事也舞謠などは神儒佛有職歌道の事迄も取集めたる物なれば是等は猶以て一座の不審挨拶の爲吟味して覺悟あるべしと申さる春齋赤面して歸られ三日過て源氏小鑑を持參せしとかや

(註) 「林春齋が事附石出常軒」の條

〔二一五六〕玉かつま  
一の卷

儒者に皇國の事をとふには、しらずといひて、恥とせず、から國の事をとふに、しらずといふをば、いたく恥と思ひて、しらぬことをもしりがほにいひまぎらはす、こはよろづをからめかさむとするあまりに、其身をも漢人めかして、皇國をばよその國のごともてなさむとするなるべし、

(註) 「儒者の皇國の事をばしらすとてある事」の條

〔一五七〕武家七徳前編  
卷四

紀州大納言頼宣卿壯年の時、刀劍の利鈍を銚さんと、死刑の者を躬斬て其  
銳を悦び、側に侍する那和道圓に向ひ、斯る利劍又擊劍の者、漢土にも在や  
と宣へば、道圓眉を顰め、又は干將莫鄒と承る、其刀定て干將に劣るまじ、人  
君として人を斬て自快とするは、恐くは漢土にて桀紂ならん、君今桀紂に  
劣たまはねば、後世必君を以て徵に引んと云へば、君喟然として内に入り、  
其夜使者を以て道圓を召し、今日の事我壯年にて大に過てり、汝能も諫誨  
せり、我豈聽ざらんや、以後深く慎べしと宣へば、道圓感涙を流して退き、其  
子を教訓して、臣たる者は亂世には君の爲に死し、治世には諫て死する道  
也、諛ること勿れと誠む、

(註) 「戦兵下」の條第十六

〔一五八〕昇平夜話  
上篇卷之三

壹岐君へ諫を申上候に御機嫌を考へ候ては、能折迎は無きものにて候、今  
日は能き序とこそ存じ候へ、其上某事は御取立の者にて候へば、各とは諛  
の違たるものにて、御手討に逢候ても其分の事にて候へと云ければ、諸家  
老各感じ合ける、扱家に歸り切腹の用意して君命の下るを待けるが、日頃  
糟糠の妻の有けるに向ひそちに云置事只一つあり、御身は女の身なれば  
直に御恩を受たるにはなけれども、我御厚恩を荷ふ故に足輕の妻と云は  
れし身が、今歴々の妻とて大勢の所從に圍繞せられしは、限なき御恩にあ  
らずや、然ば我生害仰付らるゝ跡にても、只朝夕今迄御恩の難有かりし事  
を忘れずして、假りにも上を怨み奉る事有べからず、若し心の中にも我身  
の慵に付て、上を怨み奉る様成る事を詞の末にも出しなば、黄泉の下迄も  
ふかく怨と思ふべしと申ける、

(註) 「諫諍」の條第二十一

〔二一五九〕明良洪範  
卷之三

昔相馬長門守利胤の家士に金澤備中と申は相馬家代々の忠臣にて既に備中迄十一代戰場にて討死しける其子忠兵衛と云者將門より二十六代目大膳太夫義胤病死せられし時忠兵衛申けるは我等先祖より亡父備中迄十一代何れも御馬前にて討死致す然るに當時は天下泰平なればさせる御用にも相立申さず候せめての事に二世の御供もいたし君臣先祖の忠孝に備へんとて相馬の城下中村にて殉死しける是こそ誠の義士と云ふべきと諸人譽ける

(註) 「殉死の事」の條

〔二一六〇〕明良洪範  
卷之一

寛文中上州高崎の城主安藤重博の納戸にて差料の腰の物紛失す此事吟味の爲とて銘々の器物を互に立會改し所に納戸役の器物の中より見

出しける其器物の主は知ざる事なれども其中より出し事なれば是非なく死を極む其者利直の身に悪名を残さん事口惜敷事なり武士の冥利に盡たりと歎きながら死せん用意をなす同役まづ待れよ下々迄詮議すべしとて悉く糺明せし所に草履取りに甚恐れたる様子の者これ有故これを吟味しけるに私盜取候へ共御詮議餘り急なる故隠し所なく據なく主人の器物の中へ入置たりと申ければ主人の咎は消へて其草履取り一人罪せられける其後亦同じ場所にて刀一腰紛失せり此度は吟味猶火急なる故早速知れ奥坊主の中より盜賊出たり下屋敷にて死罪に行るべしとて掛りの役人召連行く所に坊主頗にくどき立て歎ける故檢使を始皆笑てさてさておくれたる奴哉今に至て歎たりとて赦さるべきや覺悟を極めよと云けるに坊主頭を振ていや我命を惜て歎くに非ず最初御刀紛失の時無二の忠臣を殺せしは我殺したる也其時の盜賊も我なりしが御咎を恐れ納戸役に罪をすり付け納戸役の器物の中へ入置たる也さればか

の主従の者は一向知る事に非ず吟味に及び思の外主人の咎に落たるを見て小者主の命に代りて盗人と名乗て罪に落し時我名乗て出んと思しかど賤き根生故夫なりにしかの忠臣を斬らせておめおめと存命して居り悪き手癖の止ずして今度又斯の如し今死ぬ命を其時に捨なばかの忠臣を殺す間敷にと存じて夫を歎き候也と云爰に於てかの小者の忠誠顯れたり士は主の危きを見て命を盡すは古へより申傳へし由かれは士に非ず賤民なり事顯れて主の命に代るは人臣の常也かれが科なくして科に落入り主の命に代りて主を助けしは誠に有難き心也此小者は仁義忠節を學ばずして行ひたるは誠の忠臣惜むべし此者の姓名の知れざる事を安藤家にて尋ぬべしと先哲申殘されたり

(註)「草履取主命に代る話」の條

〔一六一〕明良洪範  
卷之十七

此丹後守は伊達政宗と至て懇意也或時政宗を招く約定し其日に至りければ政宗の合口の衆を撰て招き相伴させんと支度し其外饗應の膳部等美を盡し相待所に未の時頃に成て政宗より使者來りて今日參上申上べくと存居候所に朝より持病の腹痛致し今以て治り申さず殘念ながら參上仕り難しとの斷りの口上也丹後守聞て陸奥守今に至て斷り申さるゝは能々の事と見へたり早速見舞申さんと馬に乗り供の者は早くつゞくべしと云ながら既に門迄馳出けるを見て使者一さんに乗歸り只今丹後守殿これへ參らるべしと大息ついて申ける政宗大いに驚き其者に云けるは腹痛治り候へば唯今參上申べしと急ぎ行て申せと云使者又一さんに乗り出しに途中にて行逢ひ政宗の口上を述べれば夫は一段の事也とて大いに悦び引返すやいな政宗入來り主客興をぞ催ふしける此政宗は氣隨の人にてかゝる約定しても其日に至て氣進まざる時は忽ち斷りし事度々有りしが此後俄に斷る事止しと也其頃の士風かくの如し此一つ



聞て萬事を思ひやるべし

(註) 「正直なる小坊主附伊達政宗の嘔病」の條

〔二一六二〕武功雜記

戸田備後守祖父藤五郎ハ台徳院殿○徳川秀忠御守ナリ長篠河ニテ甲州ノ芋川鳶之助ヲ槍ツクル藤五郎カ若黨兩人敵ヲ抱スクメテ河中へ推倒ス鳶之助三度マテ頭ヲアゲテ名乗ル此由ヲ城和泉承リ涙ヲ流シ扱モ武士ノ一言ハ大事ノモノナリ鳶之助兼々申スハ我打死ヲセン時三度マテハ名乗ルヘシト

〔二一六三〕大高源吾書簡

私事今度江戸へくだり申候ぞんねん、かねても御物がたり申上候通、一すじにとの様御いきどをりをさつし奉り、御家の御恥辱をすゝぎ申度一筋

にて御座候、且は侍の道をたて、忠のため命を捨て、先祖の名をもあらはし申にて御座候、勿論大勢の御家來にて御ざ候へば、いかほどか、御厚恩の侍も御座候處、さしての御懇意にも遊ばし不被下、人並の私儀にも御座候へば、此せつ大抵に忠をもぞんじ、ながらへ候て、そもじ様御ぞん命の間は御やういく罷在候ても、世の中のそしりもあるまじき、われらにて御座候へども、なまじひに御そばちかき御奉公相つとめ、御尊顔を拜し奉りし朝暮之儀、今以片時わすれ奉らず、大切なる御身をすてさせられ、わすれがたき思し召はなたれて、御鬱憤遂られ候半と思召詰られ候御相手を打そんじ、御生害とげられ候段、御運の盡られ候とは申ながら、無念至極、乍恐其時の御心底をしはかり奉り候へば、骨髓に徹して、一日片時安き心無御ざ候。

(註) 元祿十五年九月五日附母への書簡の一節

〔一一六四〕桃源遺事  
卷之二

其ころ紀州の姫君におよつの御方とて、略註おはしましけるが、艶色の御容貌なり、然るに養珠院殿を始奉り、御一門の方々西山公○徳川光圀に彼姫君をめあはせ參せ度覺し召候、されども、西山公常々同性不娶の嫌を守り、武士の命を捨て性を忍びて節義を立るは、後代の名ををしむが故也、色欲におぼれて近き一類と婚合し、禽獸の類によばれんことは無念のわざ也との給ひて、左様なる筋合をば、人の上をさへつまはじきをしてきはせ給ふにつき、思めしのまゝにもならず、如何せんと御内談有しに、略下

〔一一六五〕明良洪範  
卷之九

承應年間御醫師塙宗悦法印急御用にて急ぎ登城せしに藥箱持おくれけるにより宗悦中の口にて暫く待居たるに漸藥箱來りければ坊主を呼び

て持來れと云ふ坊主柔弱故漸く持ければ宗悦米一斗ばかりの重さなるぞ持てぬ事やあると云ふ是より宗悦は米の目方を知て居るぞさてく卑しき心かなと殿中の評判となりける故自然と上聞に入りける

(註)「塙宗悦の藥箱」の條

〔一一六六〕明良洪範  
卷之十

福島正則安藝備後を召上られし時正則が江戸の屋敷の四方を取圍て異議に及ば、討取んとす此時家中の者缺落する者多く殘留る者少なし中に後藤左兵衛熊澤半右衛門のみ近仕しける其中に林新右衛門と云者正則の息女に附置れし者也正則の前に出て申様取圍たる者共亂入候は、死後の恥成べし早々御自害有べし拙者此所に候へば奥方の事は御心易かるべし御介錯仕腹切て後に御殿に火を放し人口に懸ぬ様に仕べしと申然れども左ならずして福島は配所に赴き林も其後京都の傍に住ける

に右の義勇世に聞へて諸侯より高祿を以招ると雖林事承引せず我今老年に及世に望なし又高祿を給べき軍功もなし何ぞ遁世せし身の再び世に出んやと云を或人諫めて申さるゝには尤なれども今高祿を得る事一身の爲にあらず子息の爲をも思はれよと云林答て親の子を思ふ事我も人も同じ我祿を辭するは子の爲也其故如何とならば分に過たる祿を得るは禍を招くの本也且我ら死後位牌と知行を子に譲らば人彌分に過たる者ならんと世の誇りをうけんされば祿を得るは子を愛するの業にあらず且子供ら各小知なれども主人あり今立身の爲に暇をこはせんや何ぞかゝる貪慾なる心なるべきと云て終に祿を受ずして浪士にて終れりあゝ清白の浪士と云べし

(註) 「福島正則の配流附林新左衛門の清白」の條

「二一六七」窓の須佐美

茂久源右衛門景久とて、謙信流の兵術を教る人あり、剛直にして理義を深く好めり、一生浪人して貧窮なりしが、人々尊みて當時に名高くありし、そのむかし若かりしころ、上野の學頭○東叡山學頭 凌雲院の方にかゝり居たらば、片付のためにもよかりなんとはからふ人ありて、學頭へ廻しけるほどに、景久往て相見しければ、僧正も懇にもてなし、何とそして大名の方へ口入申へきほとに、當分こらへたまへといはれしか、悦て近日參るべしと約束して出しか、愛宕のあたりにて不圖おもふよう、そもく出家沙門の徒は、武士のかけにてすきはいするものなり、今武士たる身として、時を得さるとて、僧徒をたのみて身をかたつけん事は、本意を失ひける事なり、飢渴におよふとも、筋なき事はせまじきと思案して、直に引返し、また上野に行、僧正に逢て、先にはこなたへ參りて御かげを蒙るべき約束をせしか、存寄たる事の候間、御せはにかくましく候、此よし申へくと存候て、中途より歸り參りたるよしをのべて、再ひ往かざりしとぞ、惣してかゝる氣象にて一生を終

たり、

〔二一六八〕窓の須佐美 第二

六郷氏庄領主の奥方に仕し女房局さそひて、今一人と同しく観音に參らんと約して、局は一人をつれたちて來て、出られよと云に、用事ありておそく出たり、さてつれたち行とて、局供の女に云付て、草履をもて彼女房の腰を二ツうたせけり、かくて歸りて明の朝女房は起出す、文を認て下女に渡し、我今少し氣合惡布、勤に出さるなり、急の用事あれば、この文を親のかたへ持行けとありしかば、受取て出つゝ、道すから何とやら心もとなく、しきりに思ひしかば、彼文をひらき見るに、草履にて討れて、士の女一分たちかたく、自害いたし候よし書てあり、大に驚き、急き歸り見れば、寢處に死してあり、

〔二一六九〕昇平夜話 下篇卷之一

翁若き時の事を思ふに、其頃迄は年若き人杯は、物の直段の事をば假にも口に云はず、女色の咄を聞ては、赤面する人も有けり、大方は、古戦軍術の事を聞て喜び、君父への奉公、武士の覺悟杯を僉儀せしぞかし、當代若き人の出會を聞に、多くは勝手損得の咄、又は女色、遊興の事を互に語り合て、一座の慰とせざるはなし、此五六十年以前とは、格別の風にこそ成り行ける、

(註) 「風俗」の條第百七

〔二一七〇〕野叟獨語 上之卷

今日ノ世ノ武家内ノ情態ヲ見ルニ、二百年近ク豊ナル結構至極ノ御代ニ生長シ、五代モ六代モ戰ヒトイフ事ハ露程モ知ラズ、武道ハ衰ヘ次第ニ衰ヘ、何ゾノ事アラン時御用ニ立ツベキ第一ノ御旗本御家人等モ、十ガ七八ハ其形チ婦人ノ如ク、其志シノ卑劣ナルコトハ商賣人ノ如クシテ、士風廉

恥ノ意ハ絶タル様也、其中ニテ能キ分ノ武藝ヲ嗜ト申人、弓馬鎗劍ハ心懸レ共、是ヲ以立身出世御番入ノ元手トスル了簡ニテ、物ノ師匠ニ阿リ諂ラヒ頭前ヲ拵、見分ノ節ニ至リ仕合、能尺二ノ的ヲ射ハツサズ、マタ猫ノ様ニ仕入タル馬ニ打跨リ、地道ヲ恙ナク仕オフスレバ、ソノ功ニテ御番入立身シ、其後ハ何モカモ棚ヘアゲ置見向モセズ、世話ニ成タル師家ヘモ無沙汰シ、薄情ノ至極イフベカラザル徒ノミ多シ、其專ラ志ス處ノ實心ハ數代奢リニ長ジ、スリ切タル身代ヲ御役料ヤ御番料ノ御蔭ヲ以、取直サント思フ斗ノミナリ、又左ナクハ何ノ智惠分別モナク、歌舞妓ノ大將役者同然ニ、一幕也トモ人ニ尊敬サレタキ望迄也、其柔弱ナル證據ハ先年小金原御鹿狩ノ時、數日ノ間繫キ置、或ハ目ヲ縫候猪鹿ヲ捕フサヘ、如何ナル戰場ニモ向フノ様、暇乞シテ盃取カハス様成事ノ振舞ナリ、サルニヨリ其後ニ八官野鹿狩ニ、人カ鹿カノ見分ケモ付ズ、傍人ニ鎚付ル様ナルウロタヘタル事モ出來タリ、

「二一七一」窓の須佐美追加  
卷之下

さ有て君主は大やふにしていやしき事は露もしらす、平士迄も金銀利用の物語する人をは、商家の徒よとて爪ばじきしけるとか、余○松崎 堯臣が幼き頃○江戸時 代初期迄も其遺風有て、吝嗇の士の、ともすれは損得の物語するを、袖を引て笑しか、今は常談になりぬ、されは商利倍君子言□と期するよの□も有つるにや、

「二一七二」塵塚談  
上之卷

今は○實曆文 化の時代士人も輕薄の風俗に移り、實意を失ひし者多し、さる歌に、  
世の中はさやうで御座る御もつとも、なにとござるかしかと存せず  
と武士の行ひまさにかくのことし、全く商人の身ぶり心持によく似たり

(註) 「儒醫風俗の事」の條

〔二一七三〕病問長語  
卷二

武士は繁華の地に居ぞ悪き、古は坂東武者とて豪雄なるものと覺へしも、京師に遠くして邊鄙に生長したる故なり、今はまた西國武士の豪雄に見ゆるも、東都に遠くして邊鄙に生長すればなり、今も毎歳間年、都下に祇役する士は、何にとなく江戸風しみこみて、筋骨なまけ、上臈めきたるか長じて、竟に商賣のありさまを似せるようになれり、病夫も昔は升斗の祿ありし故に、武家の交をして、よくくその情を悉せり、近年の若武士は、他行などするにも二本棒はやぼらしきなど、て、出入の町人の所へあづけるもあり、又は一刀帶るもあり、かごを出たる鳥の心に成て淨瑠璃小廠にて、町人と見らるゝを自喜するもの多し、さりとは淺間しきことなり、諧語の付合とやらに、人は武士なせ傾城にいやがられと云ふ句あり、これ故にこそ今の若武士の町人めきたがるなるべし、

〔二一七四〕世事見開録  
一の巻

扱先一通り随分武士の氣象ありて、武邊も相應に心懸け、何事も人に後るを嫌ひ、利欲がましき事を嫌ふもの、當世極めて不勝手に成れり、又當世風に移り兼て、追從輕薄なる事下手にて立身など出來兼、我より劣りたるものに先を越れ、又當世忌々敷事の多かりしを心に悔み、殊に其身壯健にして勇氣餘りあれども、其勇氣の納め所なくして、却て放埒などを發し、中年より行義崩れ、身上を持崩して身も亂心同様の事になり果る人あり、又生得律義一圖にて、其身節儉を守りながら、他所への義理禮式厚く、又親屬の交りも深く心得る所に、當世困窮流行の時にして親屬皆困窮なれば、彼も見捨てがたく、是もさし置がたく、心を痛むるを幸に、親屬よりも親みよりにて歎くにまかせ、寄り障りに損のみいたし、又借りたるものは急度利を付て返すべきものと、偏屈に心得たる人、悉く困窮するなり、是等の人物、何様元祿、享保の頃ほひの人物にして、當世此風の人第一番に困窮するなり、

當世不實なる人は、困窮ながらも行なり流れ渡りと心得、不敵に構る故、強氣能く肥太りたるもありけれども、其律義なる人は、眞直に貧苦を心に入れて、強氣衰へ、顔色憔悴し、左も氣の毒なる體なり、當世かやうの人をさして、流行に後れし人とて笑るゝなり、右二三人の人物は、昔ならば上人なり、當世は時世に合ぬ下人なり、いかにも當世は、武邊と律義は世の禁物なり、右體上人の部、直に身上を持崩す程の時世にして、其以下の人物は、猶更身上も心も崩るゝ事早く、さあれば、善きも悪しきも、一樣に困窮するなり、是則當世困窮せざるもの一人もなき所は、皆人の知る所なり、

(註) 「武士之事」の條

〔二一七五〕經濟錄  
卷七

今ノ世ノ武士皆世祿ニテ、都下ニ聚リ居テ、數代ヲ歷ル故ニ、イツトナク武士ノ本ヲ忘レ、心モ身モ風儀モ、公家上臈ノ如クニナリテ、武事ノ用ニ立ベ

シト見ユル者ハ、數十人ノ中ニ一人也、是只治平ノ久シキ故ノミニ非ズ、都下ニ住ナル故也、或人ノ語ルヲ聞クニ、薩摩ノ國內ニ、外城トイフ者四十八所アリテ、一城ニ武夫ノ數、少キハ二三百、多キハ七八百アリ、是ヲ均クシテ一城ニ五百許也、四十八所ヲ通計スレバ、二萬餘ノ武士アリ、皆郷士ニテ、常ニハ農ヲ業トストイフ、又土佐ノ國ニハ、長曾我部ガ餘類三百人、皆郷士ニテ今ニアリ、俗是ヲ一領具足トイフ、ケ様ノ類コソ、古ノ武士ノ餘風ナルベケレ、當代ニハ八王子ノ千人衆バカリ、常ニ田舎ニ住デ農ヲ事トシ、軍役ノ時ハ、長槍ヲ荷テ出ルナレバ、古ノ兵ヲ農ニ寓スル法ニ似タリ、千人衆ハ僅ノ歳俸ヲ給ハレドモ、田舎ニ住デ耕作ヲ事トスル故ニ、生産置カラズ、父母妻子ヲモ優ニ養フ、都下ニ住ム同心中間ノ類ハ、歳俸ノ外ニ、何ニテモ産業ナク、且繁華ノ地ニ居テ、衣食奉養奢侈ヲナシ、四肢ヲ惰テ安逸ヲ常トスル故ニ、貧窮ヲ苦ミテ父母妻子ヲモ養ヒカヌル者甚多シ、

(註) 「武備」の條第八

〔二一七六〕東照宮御實紀  
附録卷二十二

又去年の冬より貞觀政要、孔子家語、武經七書等を、海内にひろくほどこされんと、の盛慮にて、十萬餘の活字を新に雕刻せしめ、三要に給はりて印刷せしめらる、

(註) 慶長六年の條

〔二一七七〕東照宮御實紀  
卷十

又伏見城にて東鑑刊刻の事を令せらる、此頃いまだ世にしる者少かりしに、武家の記録是よりふるきはなし、尤考證となすべきものなりとの盛慮とぞ、

(註) 慶長十年三月の條

〔二一七八〕東照宮御實紀  
附録卷二十二

群書治要、大藏一覽も、道春、崇傳に仰下されて、銅製の活字もて刊行せしめられ、元和元年六月竣功にて御覽に備へしが、文字鮮明なりとて御稱美あり、この書三家はじめ國々へ賜り、諸家ともに闕べからざる書なれば二百餘部を刷印して、一部ごとに朱章をおして諸寺へ頒ち下されしとぞ、我邦にて書籍刊行の事、佛典などはふるくよりたまさかに雕刻せしことも有しかど、なべて群書も刊行せしめられしは、この時を創始とするにぞ、

〔二一七九〕台徳院殿御實紀  
卷廿九

又板倉伊賀守勝重并崇傳より、天龍寺、相國寺、東福寺、建仁寺、萬壽寺五山の長老へ仰を傳へしは、本朝の古書共新寫命ぜらる、一寺より善書の僧十人づゝえらみ、南禪寺に參りこの事つかふまつらしむべし、寫すべき書の員數にしたがひ、猶も書手を加へらるべければ、其こゝろすべし、其書は日本後紀、續日本後紀、文徳實錄、類聚國史、律令、弘仁格式、貞觀格式、延喜式、御藏本



缺卷あれば、全書をもて足成すべし、三代實錄、延喜儀式、類聚三代格等、その他諸家の記録ども悉く寫すべし、仙洞の御藏書百鍊抄、令、江次第、類聚國史、類聚格、九條家の藏本新儀式、北山抄、壬生家の藏西宮抄は、傳奏衆に仰遣はされ、かしこに輸送して寫さしめらるべしとぞ聞えける、

(註) 慶長十九年十月廿四日の條

〔二一八〇〕台徳院殿御實紀 卷四十

駿府より舊事紀、古事記、續日本紀、續日本後紀、文徳實錄、律令等の書、江戸にて新寫命ぜらるべしとて、原本を搬送せしめらる、

(註) 元和元年九月廿八日の條

〔二一八一〕右文故事 卷之九

伏見ニ學校ヲ設ラル略註 是御當家學校ノ始ナリ

(註) 「御代々文事表卷一」○慶長六年九月の條

〔二一八二〕右文故事 卷之九

江戸富士見ノ亭ニ御文庫ヲ建ラレ金澤文庫ノ本其他ノ圖書ヲ收儲セラ略註 是江戸御書物藏ノ史書ニ見エシ始ナリ

(註) 「御代々文事表卷一」○慶長七年六月の條

〔二一八三〕東照宮御實紀 附錄卷二十二

林道春信勝、後藤庄三郎光次と共に相議して、京師に學校を荆建して、世人を教育せんことを建白せしに御ゆるし蒙り、既にその地を檢定す、將軍家この教師には道春を仰付られん御内意なりしが、道春堅く辭し奉りて、惺窩を勧めしが、その内に浪花の亂起りてやみぬ、また戸田左門氏鐵老臣等と議して、惺窩を登庸せられんとありしに、折しも惺窩病にかゝり身まか

りぬ、いとおしむべき事になん、

(註) 慶長十九年の條

〔二一八四〕台徳院殿御實紀 卷卅九

文武弓馬之道專可相嗜事、左文右武、古之法也、不可不兼備矣、弓馬是武家之要樞也、號兵爲凶器、不得已而用之、治而不忘亂、何不勵修練乎、

(註) 元和元年七月七日、武家諸法度第一條

〔二一八五〕常憲院殿御實紀 卷八

文武忠孝を勵し、禮儀を正べき事、

(註) 天和三年七月廿五日、武家諸法度第一條

〔二一八六〕右文故事 卷之十二

御法令十七條を頒布せらる其第一條に文武の道を修め人倫を明らかにし風俗を正しくすへき事と載せらる(新令句解に士君子の道文武の事にあらざるはなしよく其道を得ぬれば文以て治をいたし武以て亂をさだむへし凡學を講し藝を習ふの類これを修むるの事也と云へり折燒柴之記に別の仰によりて二月廿六日新令句解を草して奉る四月十五日に某の草せし所の新令を頒下され新令解しかたからむものには寫しあたふへき由にて新令句解を大學頭に下し賜はる其夾注に云元和令を頒下されし時は金地院の傳長老して草を奉らしめらる其書法貞永建武の式目に倣ひたり當時は百戰の後世の人武事をのみ習ひて未だ文字を識れる人多からねと其書法なを然りこれは此のち文を以て治を興さるへき事を示されし所とそ聞えたる然るにその後の代々に頒下されし所は皆々かな文字をもてしるさるこれ又本朝の文字の日々に衰ふる事の一端なりされと今頒ち下さむ所の元和令のことくならんには世人必申事有ぬ

へし其字を用ゆる事は元和令のことくにして助語の如きはかな文字を  
ましへて用ひこれより後に世の人は等の文字をも解すへき時に至りて  
その假名文字削除て猶其文をなすへき所を心得て草すへしと仰下され  
て某か草をはめされし也其草をもて政直朝臣に示されしに果して此書  
法のことくならんには當時に行はるへからすと申さるさらは句解作り  
て並ひ行はるへしとてかさねて某に草をめされて句解をも草したりき  
略○下

(註) 「御代々文事表卷四」○寶永七年四月十五日の條

〔一一八七〕右文故事  
卷之十

此年ヨリ長崎ニ於テ舶來ノ書籍ノ内耶蘇教法ノ書ヲ禁セラル是ヲ禁書  
ト云

(註) 「御代々文事表卷二」○寛永七年の條

〔一一八八〕承應遺事

後光明帝御諱紹仁後水尾帝第四皇子なり寛永癸酉三月十二日降誕し給  
ふ同壬午十一月十五日太子に立給ひ同癸未九月廿七日御元服同年十一  
月三日御受禪同十一月廿一日帝位に即給ふ翌年元を正保と改らる御年  
十二也御幼稚より御學問を好ませ給ひ御年十五にこへ給ひては學術の  
正邪のわいためをしろしめし純一に聖徳をつとめさせたまへり聖經を  
解説するに漢唐の説は粗淺なり宋の程朱の説こそ理義精明にて至公至  
正を盡し萬世の模範ならむ自今以後君臣皆必程朱の説に従ひ學問を勵  
むへき旨みことのりありけり

〔一一八九〕承應遺事

程朱の學を厚く尊信し給ひ程朱の學のひらけたるは藤肅の功なりとて  
慶安辛卯九月十二日惺窩文集に御製の序を賜はりけり且惺窩の子爲景

を擧て下冷泉家の絶たるを繼しめ給へり

〔二一九〇〕東照宮御實紀  
附録卷二十一

藤原惺窩といへるは、名肅、字歛夫とて、下冷泉宰相爲純の子なり、播磨國細河の領邑に生れ、幼時より好學の志篤く、人となるに及び博く群書に通じ、一代の博識にして、當時其右に出る者なし、抑本邦上世より、代々の博士ただ漢唐の注疏をのみ用ひて經籍を講説し、又は詩賦文章の末技をもて専門とするやから多かりしに、惺窩に至りはじめて宋の濂洛諸儒の説を尊信し、躬行實踐をもて主とし、遍く教導せしより、世の人やうやく宋學の醇正にして世道に益あることを知るに至れり、君にもはやうその名を聞しめし及ばれ、文祿二年江戸にめしよばれ、御前にて貞觀政要を侍講せしめて御聽聞あり、一年ばかり有て歸京す、後慶長五年かさねて伏見にて拜謁し、漢書及び呂東萊が十七史詳節をよみて御聽に入れ、御家人の徒も是に

從ひて學習するものまゝあり、

〔二一九一〕東照宮御實紀  
卷七

京の處士林又三郎信勝洛中に於て朱註の論語を講ず、聽衆雲のごとくあつまる、こゝに於て清家の博士舟橋外記秀賢等大に猜忌して、凡本朝にして經典を講説する事、勅許あらざれば縉紳の流といへども講ずべからずまして凡下の處士かゝるふるまひ尤奇怪なり、速に其罪を糺明あるべきなりと奏しければ、禁廷よりこのことを議せられしに、御所聞召て、聖道は人倫を明らかならしむるためなれば、ひろく講説せしむべきことなり、これをさまたげんとするもの尤狹隘といふべし、彌ゆるして講説せしむべしと仰らる、これより信勝は、洛中に於て程朱の説を主張して經書を講讀す、これ本朝にて程朱の學を講ずる濫觴なりとぞ、

(註) 慶長八年の條

〔一一九二〕武徳大成記

本朝武將ニシテ學ヲ好ム人古ヨリ神君ノ如キハ稀ナリ軍事ノ暇アル時ハ道ヲ尊ヒ玉テ天下ヲ平定シ玉フ後モ古書ヲ集メ儒道ヲヒロメ玉フ慶長十三年羅山林道春ヲ京都ヨリ召出サレ儒官トシ駿府ニテ宅地ヲ玉ヒ日夜御前ニ侍リ學術ヲトヒ玉ヒ四書六經ヲ講シ七書等ノ書ヲモ讀シム是ヨリサキ朝鮮ノ役ニ神君大閣ニ從ヒ肥前那古屋ニ御座セシ時初テ藤惺窩世ニ妙壽院ト稱スニ遇セラレ學術ヲ聞テ悅セ玉フ文祿二年惺窩ヲ江戸ヘ召テ大學ノ講談ヲ聞玉ヒ貞觀政要ヲ讀シム慶長五年神君京都ニ御坐シ時惺窩中華ノ道服ヲ著シ謁見ス神君屢召シテ漢書并ニ呂東萊ガ十七史ヲ讀シメラル時ニ僧承兌僧靈ニ五山ノ老僧マテ日日御前ニ侍リシカハ此輩ト伍ヲナスコトヲ快カラス思ハレケレハ惺窩ハ隱居シ人ニモ逢ス深キ棲くまニ入テ出ルコトモナシ其比道春京都ニテ初テ朱子集註ノ論語ヲ講シ門人多ク集リケルヲ外史清原秀賢ソノ才ヲ忌テ奏問シケルハ古ヨリ勅

許ニテナケレハ新註ヲ講スルコトハナリカタシ朝廷ニテサヘ此古例ナケレハ況ヤ地下ニテ新註ヲ講スヘキコトニテハナシ罪セラルヘシト申ケレハ傳奏ノ輩神君ヘ申上ラル神君笑ハセ玉仰アリケルハ講スル者奇特ナルコトナリコレヲ訴フル者ハセハキコトヲ云者ナリトアリケレハコレヨリ後ハ秀賢モ申出スコトモナシ慶長十年神君侍臣永井直勝ニ仰付ラレ道春ヲ召テ初テ謁シ奉ル十一年伏見ノ城ニテ召出サレ來年駿府ヘ來ヘシト仰付ラル十二年三月道春駿府ヘ參シ四月江戸ヘ參シ台徳公ヘ謁シ奉ル時ニ三略并ニ漢書高祖本紀項籍韓信張良陳平力傳ヲ讀シムソノ後道春駿府ニ歸リ神君ニ侍ルコト數月命アリテ道春長崎ヘ赴キ直ニ京都ニカヘル是年駿府ニテ命アリテ御庫ノ管鑰ヲ預ラル

(註) 「神君學ヲ好ミ玉フ事」の條

〔一一九三〕常憲院殿御實紀

卷廿二

儒臣林弘文院信篤は、明春○元祿四年より兩典藥頭の上に着座すべき旨命ぜらる。

(註) 元祿三年十二月廿九日の條

〔二一九四〕殿有院殿御實紀 卷三十三

兵學を教習する處士山鹿甚五左衛門を淺野内匠頭長直に預らる、こは聖教要録といふ書をあらはし、異論を唱ふるによれり、甚五左衛門ははじめ北條安房守氏長が門に入て軍陣の事を習ひ、後には一派の門戸をたて、今も山鹿流としてその學を奉ずるものあり、

(註) 寛文六年十月三日の條

〔二一九五〕文恭院殿御實紀 卷十二

松平陸奥守齊村が家臣林友直其國に禁錮せしめらる、これは海國兵談、三

國通覽等を著述し、専ら外夷の事どもを論じ、無根の説を立、人心を搖動せしとして、著書の板も焚失し、友直も御咎を蒙りしとなり、

(註) 寛政四年五月十六日の條

〔二一九六〕徳川禁令考 卷十四

朱學之儀者慶長以來御代々御信用之御事にて已に其方家代々右學風維持の事被仰付置候得者無油斷正學相勵門人共取立可申筈に候然處近來世上種々新規之説をなし異學流行風俗を破候類有之全く正學衰微之故に候哉甚不相濟事に而候其方門人共之内にも右體學術純正ならさるもの折節者有之様にも相聞如何に候此度聖堂御取締嚴重に被仰付柴野彦助岡田清助儀も右御用被仰付候事に候得者能々此旨申談急度門人共異學相禁し猶又不限自門他門に申合正學致講窮人才取立候様相心掛可申候事

〔註〕 寛政二年五月廿四日、林大學頭への「學派維持ノ儀ニ付申達」

〔二一九七〕 徳川禁令考 卷十四

朱學之儀者慶長以來御代々右學風維持之事被仰付置候儀に候得者無油斷正學相勵門人共取立可申筈に候然る處近頃世上種々新規之説をなし異學流行風俗を破候類有之全く正學衰微之故に候哉甚不相濟事に而候略○下

〔註〕 寛政二年五月、儒官柴野彦助、同岡田清助への達文 ○下略以下は林大學頭への達と同じ

〔二一九八〕 甲子夜話 卷四

此五六十年前舉世の文盲になりしは前にも後にも類無きことなりとなり中村深藏諱明遠號蘭林寶曆頃の奥儒者たりしとき誰一人敬禮するものもなく當直に出れば若き小納戸衆など孔子の奥方御容儀は美なりしや醜なり

しやなど問て嘲弄しけるとぞ餘りに甚しきことならずや明安の頃節儉の政令嚴刻なりしとき其旨を希ひし作事奉行より昌平の聖堂は第一無用の長物なれば取崩し然るべしと建言せしを國用掌れる老職水野羽州聞届て既に高聽に達せんとて御用御取次衆へ申けるに取次衆聖堂と云もの何なることを知らず奥右筆組頭大前孫兵衛に聖堂に安置あるは神か佛かと尋しかば大前たしか本尊は孔子とか云ことに候と答ければ取次衆其孔子と云は何なりやと又尋ければ大前論語とか申書物に出候人と承り候と答けるに取次衆打うなづき嗚呼それにて分りたり道理で聖堂崩しの沙汰を聞て林大學が唐へ聞へても御外聞がわるると申たりと聞及びぬさらば先暫見合せ置方なるべしとて高聽に達せず其事止しとなりかゝる時節もあればあるものかと驚入たることなり

〔二一九九〕 文恭院殿御實紀 附録卷二

或日林大學頭衡齋を御座所に召寄られ、機務の事ども御下問多くありて刻をうつし、衡退きぬるを、御聲をあげられめしかへされしかば、とくたちもどり拜伏すれば、學問所育英の効あるやなど問しめ給ふ、夫に應ぜる事どもいらへ奉り、さまざまの御問對あらせ給ひし後、由斷なく世話して、用立者の出来るやうにせよとの仰なり、衡かしこまり申て退きぬるとぞ、これは聖廟御再造の事終りて、學政を新に更張し給ひて、いまだ程たゞざる比なれば、よくも御心づかせ給ひ、專職の事も、結局を誠め給ひし御心なるべしとて、衡も深く感じ奉りしとぞ、

〔二二〇〇〕日本教育史資料 卷二十二

宮崎文庫ハ慶安三年外宮權禰宜度會延佳神主同宮宮掌大内人源弘正同職秦末清等ノ發起ニ依リ創立ス書籍ヲ藏メ學術ヲ講習スル爲メ設ケシ所ナリ當時此舉ヲ賛成セシ者七十餘名アリ之ヲ文庫籍中ト稱ス承應三

年朝廷其功ヲ嘉獎セラレ延佳神主ヲ正五位下ニ昇敘シ弘正末清等ニ各從五位下ヲ賜フ萬治三年山田奉行日下部但馬守宗直幕府ニ申請シ田若干ヲ賜ヒ以テ其費ヲ助ケ亦此舉ヲ翼賛シテ書籍ヲ寄贈スル者相踵キ漸次隆昌ニ至リ維持確立シタリ

(註) 「宮崎文庫沿革概略」の條

〔二二〇一〕日本教育史資料 卷二十二

林崎文庫ハ貞享四年宇治會合所宇治領主 幸ノ公麻年寄長正中ノ發起ニシテ宇治今在家町字丸山ニ創立シ丸山文庫ト稱ス諸國有志者ヨリ奉納ノ書籍ヲ藏シ學術講習ノ爲ニ設ケシ所ナリ當時山田奉行岡部駿河守ノ申請ニヨリ幕府金百五拾兩ヲ下賜セラレテ其費ヲ助ク元祿三年便宜ヲ以テ同町字林崎ニ移轉ス依テ林崎文庫ト改稱ス地方有志モ亦此舉ヲ翼賛シ大ニ規模ヲ擴張シ漸次隆盛ニ至レリ



(註) 「林崎文庫沿革概略」の條

〔二二〇二〕常憲院殿御實紀  
附録卷下

吉川惟足從時ははやう吉田家の神道を傳へ、そのころ紀黃門頼宣卿、會津中將正之など尊崇大方ならざりしが、めし出され、新に神道の一職を置れぬ、

(註) 惟足の召出は、天和二年十二月廿五日である

〔二二〇三〕常憲院殿御實紀  
附録卷下

關東にて畫工といふは、狩野一家のみにてありしを、この御時住吉具慶廣澄繪事に堪能のよし聞しめされ、召出され、土佐の一家を設られしなり、

(註) 具慶の召出は、貞享二年三月廿六日である

〔二二〇四〕常憲院殿御實紀  
卷下附録

京人北村季吟父子は、そのはじめ松永貞徳に就て國學を講じ、其後飛鳥井雅章、清水谷實業の兩卿に従事し、新玉津島の俗別當にて在しを、めしよばれ御家人に列せしめ、常に歌書の講義をせしめて聞しめされ、關東にて和歌の家といふものをはじめ置れぬ、

(註) 季吟父子の召出は、元祿二年十二月廿一日である

〔二二〇五〕東照宮御實紀  
卷九

長崎の湊に於て始て譯官を設らる、この時歸化の明人馮六といふ者よく國言に習へるをもて、はじめてこの役を命ぜられしとぞ、

(註) 慶長九年の條

〔二二〇六〕外交志稿  
卷之二十四

第一章 教育の形態

長崎譯官ノ才學アル者ヲ撰ヒ露英兩國ノ語學ヲ學ハシム五年戊辰化<sup>○文</sup>  
更ニ譯官ニ命シ、兩國ノ語ヲ兼學セシム

(註) 「學術宗教篇第四、歐羅巴及亞墨利加」の條

〔二二〇七〕<sup>外交志稿</sup>  
卷之二十四

文化十年癸酉馬場佐十郎ヲ松前ニ遣リ露囚<sup>トク</sup>元老<sup>モ</sup>尹<sup>ウ</sup>莫<sup>ム</sup>烏爾等ニ就テ露語  
ヲ學ハシム

(註) 「學術宗教篇第四、歐羅巴及亞墨利加」の條

〔二二〇八〕<sup>嘉永明治年間錄</sup>  
十五

横濱に於て、英佛學傳習御開きに相成候に付、右傳習相願度者は、其頭支配  
より、名前差出し可申旨、縫頭殿被仰渡候間、早々名前取調、西丸拙者共へ御  
申聞可有之候、

(註) 慶應二年七月、英佛學傳習所ヲ横濱ニ開ク」の條

〔二二〇九〕<sup>巷街贅說</sup>  
卷之六

近來西洋學盛に相成、世人新奇を好み候處より、僻學好事の輩、深く其學を  
不<sup>レ</sup>研究者まで蘭書を取扱、臆斷杜撰の翻譯いたし、奇說怪の論を唱へ、俗耳  
を驚し候族も儘有之由相聞候、畢竟近來蘭書和解等の儀、恣に相成候には  
付、右體の儀有之、如何の事に候、元來蘭書の儀は、翻譯によつて其事柄を解  
得し候こと故、右様如何の翻譯流布いたし、若一圖に其說をのみ信じ候様  
成、心得違のものも有之候は、向來如何成弊生ずまじくとも申しがたく、  
且醫藥までも同様の事に候、依之以來は持渡の蘭書、不<sup>レ</sup>殘之書名を長崎奉  
行所へ爲書出、奉行所の免しを請ひ候得ば、世上へ流布いたし不<sup>レ</sup>苦旨申渡  
候間、向後右書上に洩れ候蘭書を取扱るゝか、又は私に翻譯いたし候もの  
於<sup>レ</sup>有之は、其書を取上げ、當人は急度可<sup>レ</sup>及吟味候、右に付ては萬石以上の面

々、海岸守備等心得のため、蘭書翻譯爲致候向も有之候はゞ、右書名相認め、一應老中へ届置、翻譯出來の上、一部天文方役所へ可被差出候、右の趣、可被相觸候、

(註) 嘉永三年九月二十五日、「御老中阿部伊勢守殿御渡御書付」

〔一二一〇〕常憲院殿御實紀 卷三十

番士の輩高田馬場にて乗馬せしめ、番頭鑒閲すべき旨仰出さる、馬つくろふ事はかたくなすべからず、馬具等華飭すべからず、其技の達者なるを專要とすべし、高田馬場へまかるとき、往來あるは其地にても、作法よきやうなさしむべし、こたびに限らず、騎馬の事常に心入しむべしとなり、

(註) 元祿七年七月十八日の條

〔一二一一〕文昭院殿御實紀 附録卷上

御家人の武技を御覽などいへる事久しく絶て、たゞ官長の一閱する事さへ怠慢に成行しかば、なにとなく武備のゆるまん事となげかせ給ひ、寶永六年五月の頃この事嚴に令せられ、其後吹上園に成せられ、弓馬ども御親ら監閲したまひ、事終りてのちそれ〴〵褒賜行れければ、番士等やう〴〵奮發して、其技を研精する事とはなりぬ、また柳生備後守俊方父子を御前にめして、その劍技を御覽あり、此外小野次郎右衛門忠於父子が劍技、山本嘉兵衛久豊が鎗法も、ともに見そなはし給ひ、賜物どもあり、すべて士風の委靡せしを振勵し給はむの御旨なるべし、世には武藝を勵まし給ふ事、享保にいたり、はじめておこりし事と思ふもの少からざれども、其權輿この御代の盛慮とぞしられける、

〔一二一二〕有徳院殿御實紀 附録卷十

御家人の學を上げまし給ふ事に、ひたすら御心を用ひ給ひ、享保のはじめ

より、林信篤父子、林又右衛門信如をはじめ、凡林氏の徒弟はみな昌平の學舎にて書を講ぜしめ、士庶ともにきく事をゆるさる、其他各門の儒臣は高倉屋鋪にて講義せしめられ、室新助直清は論語、後に周易、木下平三郎寅亮は學庸、後に詩經、土肥源四郎元成、荻生惣七郎觀、服部藤九郎保庸は孟子、元成は後に書經、岡田文藏某は近思錄、兒島平藏某は小學など、をのがじ、書を分ちて講説せり、

〔二二一三〕有徳院殿御實紀  
附録卷十一

山本作左衛門某といへる賤吏、七十歳にあまるまで一日も奉仕を怠らず、少年より學をこのみ、程朱を尊信し、父のうせし時、いとまなき仕への身にありながら、三年の心喪しける程のものなり、この人となり御聞に達し、奥新部屋に召て論語を講ぜしめ、近習の人々に聞しめらる、

〔二二一四〕有徳院殿御實紀  
附録卷十二

御家人等太平になれて、武藝にをこたらむ事をなげかせ給ひ、ひたすら講武のことを沙汰せられける、享保十一年九月朔日、柳生但馬守俊方が劍術を御覽あり、やがて常の御座所に召れて時服を賜り、家の藝よく傳へたりと賞美せらる、この日、但馬守よりも鮮鯛を進せて謝し奉る、同月十九日、持弓頭小野次郎右衛門忠一家の劍術をつたへて、堪能なるよし聞召、其業を台覽ありて時服を給ふ、後土岐大學頭朝澄、鈴木忠左衛門之房(小納戸)を其弟子となさる、

〔二二一五〕有徳院殿御實紀  
附録卷十二

騎射の事も、紀藩におはせし頃より御心を用ひ給ひしが、本城にうつらせ給ひし後、いよく和漢のふみども考へさせ給ひ、そがうへにまた長崎の湊に來りし唐商朱佩章に命ありて、陳采若、沈大成といへる、かの國にて弓

馬鍛錬の者に御尋ありしかば、各其射法共書てこたへ進らす、其中より一馬一箭、一馬三箭、蘇秦背劍などいへる射法をとり用ひられ、なほも本朝の古式にもとづかれ、近臣等におほせて、しばく騎射を試らる、これも年経て、思召まゝに進退とゝのひしかば、はじめより此事に熟せし小笠原石見守政登、目賀田長門守守成をもて、小笠原平兵衛常春に、その謝禮ことくく傳へしめ給ひ、常春よりあまねく御家人に教授すべしと命ぜられ、織田市十郎宜居、酒井市之丞勝英、駒井宮内壽正をはじめ、諸番士多く弟子となされしに、年月をへてみな練熟し、終に堪能の射手ども數そひければ、兩小笠原教授の職となりてこれをつかさどり、騎射、步射、相ならんで盛に行はれ、吹上、田安の馬場、または御狩場などにて、近習、諸番の士につかふまつるを御覽ありて、御前にて布帛を給はり、または時服こがねなど給はる事もありて、とりく講武の道を開かせたまひしこそいとかしこけれ、

〔二二一六〕有徳院殿御實紀  
附録卷十二

流鏑馬も中古以來絶たるを興し給はんとて、諸家の記録をあまた御參考ありて、成島道筑信遍に仰せて、流鏑馬の事類聚せる書をつくらしめ給ひ、其後もなを廣く考へ給ひて、綾藺笠をはじめ、萬の調度ども、かたの如く備はりしかど、古の式法其まゝに傳はりたるにあらねばとて、騎射挾物と名づけ給ひ、流鏑馬とは稱すまじと仰下されたり、これ御謙遜の盛慮なるべし、

〔二二一七〕有徳院殿御實紀  
附録卷十二

犬追物をも再興あるべしとて、諸家の秘録共をめし集められ、成島道筑ふたゝび仰を蒙り、犬追者類聚六十卷輯めて奉る、されどこれは、笠懸に熟したるものならではなし得難しとて、近習の徒を集め、まづ笠懸の式を訓練せしめらるゝ事あまた度なりしが、犬追物は一たびも行はれずしてやみ

ぬ、おしき事にぞ、さて笠懸に用る馬、乗出しには其法にかなへども、中より末はかけ足になりて、法のごとく進退しがたしと、御みづから御工夫有て、馬役齋藤三右衛門盛安に御指南あり、その後は馬もよくその法を習ひ得たりといへり、圓物矢沙汰、草鹿なども、はら御心をそへさせ給ひ、古式によりて考へ定められし後、これも目賀田長門守守成をして、小笠原持廣に教授せしめ給ひ、しばく興行ありしとぞ、

〔二二一八〕徳川禁令考 卷三十六

武備之儀ニ付而者追々被仰出候趣モ有之候處銘々厚心掛候哉ニ相聞行軍馬揃等ニ罷出候面々者別而嗜之程モ相見一段之事ニ候此上共聊以油斷無之武備充實ニ相整候様可被致候依而ハ去々丑年万石以下之面々江被仰付候拜借金出格之思召ヲ以不及返納旨被仰出候一體近年打續御用途モ莫大之折柄右様之御沙汰有之候ハ實以不容易儀ニ候間面々ニモ質

素節儉格別ニ相用無益之名聞等ニ不拘非常之手當可爲專要候方今西洋大小炮者輕便之利器ニ付厚ク御世話モ有之事ニ候間小筒又ハ大炮等是迄未用意無之向モ追々分限ニ應シ可相嗜候且又打方等修行候者ハ尤其業熟達候様益勉勵致シ御趣意之趣遺失無之様可被心掛候  
右之通万石以下之面々江可被相觸候

〔註〕 安政二年九月晦日、「西洋大小炮等用意之儀御觸書」

〔二二一九〕日本教育史資料 卷六

此度西洋學所御改革御規則御増加御家來中入込ヲモ被仰付候御主意ハ全ク西洋諸國ノ海陸兵制沿革政事得失人物臧否等ヲ始メ當今ノ事情精密ニ致探索候テ海防ノ御用ニ相立候様被仰付候事ニ可有御座候、然ハ從學ノ衆中上ノ思召厚ク被致服膺候テ假初ニモ功利譎詐ニ不陷道德節美ヲ第一トシ正大純粹ノ心掛ヲ以日夜無怠可被致勉強候

(註) 安政六年六月十六日定、「西洋學所日々ノ規則」

〔二二二〇〕昭徳院殿御實紀

方今宇内之形勢致一變候に付、外國之交通も御差免に相成候に付而は、全國之御政事一致之上ならでは、難相立筋に候處、御大禮等打續き、一新之機會を失ひ、天下之人心居合兼、終に時勢如是及切迫候次第、深く御痛心被遊候に付、上下舉而心力を盡し、御國威御更張被遊度思召に候、尤環海之御國、海軍を不被興候而は、御國力不相震候に付、追々御施設可被成候得共、此儀は追而被仰出に而可有之候、右に付而は、參觀之年割、在府之日數御緩め之儀、追而可被仰出候、依而は常々在國在邑致し、領民之撫育は申迄も無之、文を興し武を振ひ、富強之術計厚相心懸、銘々見込之趣も有之候は、無伏藏申立候心得に可被在旨、被仰出候、

(註) 文久二年閏八月十五日、大目付並に御目付への達

〔二二二二〕徳川禁令考 卷十五

御兵備之儀方今之急務ニ付而ハ武術御引立之儀最肝要ニ付右引立方其方共江被成御委任右ニ付而ハ諸向等向後細事ハ伺ニ不及申談取計其段書面ヲ以可被申聞尤事柄ニ寄候而ハ大目付御目付等江申談御入用筋ニ關係致候儀ハ御勘定奉行同吟味役等江申談取計御趣意行届候様可被致候事

(註) 文久三年八月廿三日、講武所奉行への「武術引立委任申達書」

〔二二二三〕昭徳院殿御實紀

今般海軍術盛大ニ被爲興、攝州神戸村江繰練所御取建相成候ニ付、京坂、奈良、堺、伏見等住所之御旗本、御家人、子弟厄介ハ勿論、四國九州邊諸家々來ニ至迄、有志之者ハ罷出修行可致候、尤業前熟達之者ハ、御雇又ハ出役等ニ可被仰付候間、委細之儀ハ勝安房守江可承合候、

(註) 元治元年五月廿九日、神戸海軍練所創設の「覺」

〔一二二三〕東照宮御實紀  
附録卷十二

慶長十二年三月薩摩守忠吉朝臣江戸にて病卒ありし時、近臣稻垣將監、石川主馬、中川清九郎など追腹切しと聞しめし殊に御けしきあしく、江戸の老臣共は何とて制せざるぞ、制してもきかずば、將軍へも申しおごそかに咎申付べきにと上意ありて、かさねて仰けるは、おほよそ殉死は昔よりある事なれど、いとえうなき事なり、それほど主を大切に思はゞ、己が身を全うし後嗣につかへ忠義をつくし、萬一の事あるにのぞみ、一命をなげうたむこそ誠の忠節なれ、何にもならぬ追腹きるは犬死といふものなり、畢竟は主のうつけにて、かねて禁じ置ざるゆへなりと宣ふ、このよし江戸へも聞え、その閏四月越前黃門秀康卿北の庄にて卒去ありし時、將軍家よりかの家長等へ御書をたまはり、第一殉死をとゞめられ、駿府よりも同じ旨仰

下さる、その大略は、黃門卒去あられしにより、殉死の者あらむと聞召及ばれぬ、一旦の死はやすく、後嗣を守立て忠節を盡すはかたし、北の庄は北國樞要の地にして國家鎮禦の第一なれば、黃門へ忠義をつくさむと思ふものは、一命を全して後命をまつべし、ゆめ／＼無益の死を遂べからず、もし此旨違背においては、子孫までも絶さるべしと仰下されしなり、この御書いまだ彼地に到着せざる前かた、永見右衛門、土屋左馬助などいふ黃門の近臣死せしのみにて、その餘は殉ぜしものなかりき、かくかね／＼嚴禁ありしゆへ、君御大喪の折も台徳院殿御事の時も一人も殉死はなかりしなり、

〔一二二四〕嚴有院殿御實紀  
卷二十六

又一條を別書してしめさるゝは、殉死は古より不義無益の事なりといましめ置ると雖も、仰出されし事なければ、近年殉死の者多し、今よりさる心



がまへするあらんには、其主より常によく曉諭すべし、もし此後殉死あらば、亡主の不覺悟なるべし、當主も又之ををしとめざるは、いかにも不良のわざとおぼし給ふべしとなり、

(註) 寛文三年五月廿三日、武家諸法度領布と共に令したるもの

〔一二二五〕台徳院殿御實紀 卷卅九

衣裳之品不可混雜事、君臣上下可爲各別、

(註) 元和元年七月七日、武家諸法度第十條

〔一二二六〕大猷院殿御實紀 卷廿一

諸番頭、諸奉行に條約をくださる、武士の道怠慢なく軍役等心を委ぬべし、何事によらず分限に従ひ、私の奢侈なすべからず、

(註) 寛永九年九月廿九日の條

〔一二二七〕有徳院殿御實紀 卷六

此月近習の輩に仰出さるゝは、人馬其分に應じ、たしなむ事は勿論なりといへども、其員數に充るのみを事とし、老幼かけはしりまゝならぬものをめしかゝへ、馬も馳駈の用をまなしえがたきを畜ひをくは、つなぎ置ざるもおなじ事たるべし、みだりに遊興出行を禁ずべし、

(註) 享保三年六月の條

〔一二二八〕徳川禁令考 卷三十六

萬石以上以下末々ニ至迄常々分限ニ應可相成程ハ儉約ヲ用勝手向取亂不申候様奉公出精相勤候心掛專要ニ候

(註) 天明七年六月十五日、「儉約并文武忠孝等之儀ニ付御觸書」

〔一二二九〕台徳院殿御實紀 卷卅九

諸國諸侍可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>用、儉約事、富者彌誇、貧者恥<sub>レ</sub>不及、俗之弊無甚於此、所<sub>レ</sub>令嚴制也、

(註) 元和元年七月七日、武家諸法度第十二條

〔一二三〇〕大猷院殿御實紀  
卷四十三

大番頭、書院番頭、小姓組番頭、同じ三組頭、歩行頭、小十人頭を御前に召て、先年惣組中一統に加祿給はり、又金銀恩賜恩貸せらるゝ事少からず、かく賑救し給ふ事しばしばなるに、かへりて儉約の令を用ひず、各分外の奢侈に耽り、又は無用の浮費をなし、家計難困に及ぶよし聞し召る、これしかしなから各番頭、組頭曉諭とゞかざるのいたす所なり、今より後所屬の徒かゝる所行の者あらば、速に聞え上べし、もしかくし置て他よりあらはれば、本人よりは番頭、組頭を嚴密に沙汰あるべしとなり、

(註) 寛永十七年正月十一日の條

〔一二三一〕嚴有院殿御實紀  
卷三十二

黒木書院にわたらせ給ひ、三番頭、新番、小十人の頭をめし、こたび番士等娼街に遊び争鬪せしをもて死刑に處せらる、これみな官長曉諭の道を失するによれり、今よりのち彌心いれ、諸番士を教習し、又各専ら儉素をまもり、番士をも諭告すべしと面命あり、

(註) 寛文六年六月七日の條

〔一二三二〕文恭院殿御實紀  
卷九

けふ令せらるゝは、近頃旗下の士并に家人等に至るまで貧困に及ぶよし聞ゆ、こは數年このかたいつとなく奢華の風に流れ、衣食住はさらなり、萬事結構を盡し無益の費多く、其身の分を忘るゝものすくなからず、よて文武の藝もおろそかになり、子孫の教育もとゞかざれば、遂には士たるの職を失ひ、家名を汚す者あり、去し年恩貸ありし上は、わきて心を用ひ質素節

儉を旨とし、すべて非禮の舉動あるべからず、采地より不仁の金とりあげ、又札差どもより不法の金かる事あるべからず、こたび厚く仰出さるゝうへは、身の行を慎み、文武を勵み、節儉に心をいれ、子孫を教育し、忠と孝とにかなふやう、士風を改むべきむね、嚴に令せらる、

(註) 寛政二年九月廿四日の條

〔二二三三〕台徳院殿御實紀 卷十八

このごろ天主教は倫理を害し、風俗をやぶる事をしろしめし、嚴に禁制せしめられんとて、御家人十人づゝ一隊とし、隊ごとに査檢を命ぜらる、

(註) 慶長十七年三月十一日の條

〔二二三四〕大猷院殿御實紀 卷卅九

天主教は先々年をかさねて制禁有りといへども、いまだ艾夷せず、まして

今度天草の叛民等その邪教を唱へ、一揆をくはだてたり、今より後は各國いよゝゝ其禁令を嚴にし、もしその徒を訴出ば、其身の罪をゆるされ、褒賜せらるべし、その制限は、ばてれんの訴人銀二百枚、いるまんは百枚、切支丹は五十枚、又は三十枚下さるべしとの旨を、諸大名在府在封の輩になべて仰下さる、旗下の輩にも同じ、

(註) 寛永十五年九月二十日の條

〔二二三五〕常憲院殿御實紀 卷三

天主教の證狀これまで隔年に査檢せらるゝといへども、今より毎年改むべきよし、仰出さる、よて四月より十一月までの内、其狀出すべしと、大目付してふれらる、

(註) 天和元年三月朔日の條

〔一二三六〕台徳院殿御實紀 卷十八

有馬左衛門佐直純所領肥前高來郡には、邪教歸依の者多により、淨僧萬隨意をかしこに下し、佛教を演説してその民を化せしむべしと仰付らる、

(註) 慶長十七年三月廿一日の條

〔一二三七〕殿有院殿御實紀 卷三十八

この日令せらるゝは、公に證狀出さざる不受不施の日蓮宗、寺請に取べからず、五人組相會し査檢し、借屋、借地のものは、その地主よりもこれをあらため、紛れなきやう寺院共と商議して、證狀出さしむべしとなり、

(註) 寛文九年四月三日の條

〔一二三八〕台徳院殿御實紀 附録卷三

室町家の比には、鹿苑院の蔭涼軒もて僧録司の職に任じ、天下寺院の政令

を司らしむ、元和五年九月これを改られ、金地院崇傳もて僧録司とせられ、且仰出されしは、元和元年令せられし先判の旨にまかせ、いよく鹿苑院蔭涼軒の僧録司をば廢せられ、金地院をして僧録司たらしめ、五山十刹の諸法令、出世の官資、入院の儀式等、先判の旨に遁ひ舊規のごとくたるべしと定められぬ、後に至り寺社の諸務、いよく繁擾にして、僧徒の管轄に事ゆかざれば、寺社奉行を建置せられしより、金地院の職掌は廢せしなり、

〔一二三九〕台徳院殿御實紀 卷五十七

新に寺院建立の事停禁せらる、近年ひそかに寺號、院號を稱す、尤縦恣といふべし、今より後彌嚴に禁制せらる、この令下りて後、私に新寺建立するものあらんには、速に廳にうたへ出べしとなり、

(註) 元和八年八月二十日の條

〔二二四〇〕嚴有院殿御實紀 卷三十一

この月令せらるゝは、市井にて修驗、行人招牌をかけ、并にぼんてんを出しをく事、今よりのちかたくなすべからず、僧侶、修驗、行人、願人、宅牌をかけ置は苦しからず、それらのもの、市井にて佛壇を設る事禁ぜらるゝ旨、先令のごとく違犯すべからず、但し修驗、行人、願人は、檀越よりいのりの事たのみなば、そのときのみ畫像をかけ祈念し、畢らばこれをおさむべし、僧侶市井に在て法談すべからず、念佛講、題目講と唱へ、緇素集會する事あるべからずとなり、

(註) 寛文五年十一月廿九日の條

〔二二四一〕改宗離檀御裁許記録

越後國田上村曹洞宗東龍寺同國□城寺村日蓮宗檀林本城寺と離檀出入之儀に付去九月四日於御評定所黒田豊前守様に仰渡之趣如左

一御府内之儀宗旨思寄之様有之候へ共遠國之義は格別に付譬檀那万人有之候所に離檀仕度と申候而某は眞言宗に歸依と申某は日蓮宗に歸依と申候而段々離檀減少之時は其寺不相立候間何方より願出候共 離檀之議不相許候段相心得可申候

寺社御奉行 黒田豊前守井上河内守土岐丹後守小出信濃守

御勘定御奉行 久松大和守稻生下野守箕播磨守駒木根肥後守

町御奉行 大岡越前守諏訪美濃守

右於御列席被仰渡義所出席三ヶ寺も東龍寺も此品爲書付御取納被成候  
□四年以前未年甲州日蓮宗之寺院并曹洞宗初嶋村曾源院等一同に離檀出入於寺社御奉行所被仰渡之趣

一寛文中御條目に宗旨八任檀越意也と有之候故離檀は檀那之心任様に日蓮宗より雖申立候と右御條目は諸國諸宗檀那相極候最初之掟也於唯今は年々改宗旨改手形爲指上候右手形文言には代々何宗と有之先祖

之宗旨を堅可相守事歴然也若我儘に離檀改宗於可申は宗旨手形も今年  
は日蓮宗今年は又何宗と相記候而指上候間却而御公儀を掠候哉理不盡  
に離檀堅不相許候若國替縁付等之願は可爲格別と被仰渡候  
此外にも不足候へ共何も同別之品に被仰渡候早速本之寺へ御戻し被爲  
遊候

(註) 元文六年三月、「改宗離檀出入於江戸寺社御奉行所御裁許記録」

〔一二四二〕有章院殿御實紀 卷七

けふ令せらるゝは、寺社の境内に猿樂、說經、雜劇、偶人戲などすることは、元  
祿中既に停禁せられしに、こひ出る旨ありしをもて、そのをきてをさだめ  
られ、芝居も事かろくかまへ、衣服は木綿をかぎり、その他は用ゆべからず  
とてゆるされしに、近ごろ二階棧敷をかまへ、衣服もそれにならひて、よろ  
づ美麗にいたる事ひがことなり、いまより後は、かやうのわざすること、一

切停禁せらるゝとなり、

(註) 正徳四年三月十六日の條

〔一二四三〕文恭院殿御實紀 卷五

この月令せらるゝは、近年諸寺院の僧侶風俗よろしからず、道德殊勝のも  
の少く、不律不如法の輩多しと聞ゆ、すべて諸宗法則もあるべきに、かゝる  
は本寺、役寺等の示諭等閑なるによる處なり、此後よく心して、得達のもの  
をすゝめ、不如法のものとはがむべしとなり、又本寺、役寺、觸頭たりとも、も  
し不律不如法の聞えあらば、厳しくとがめあるべしとなり、

(註) 天明八年十月の條

〔一二四四〕寶曆現來集 卷之十六

文政十三寅年三月、大坂寺町本要寺と申候は、日蓮宗なるが、祖師の教化を

守り勤行怠なく、一段之事、依之御譽之上、金五十兩爲御褒美被下ける、○中略  
 予○山田桂翁按るに、諸宗共官僧之心意俗家よりわるく、檀家之人々に取入、金銀掠取事を巧み、寺の爲には不成、自分榮華にほこり、甚く不届之僧等數多く、借入金は心の儘に致し、後住え譲り、寺を持崩し、不埒坊主有之故、右様之者は爲聞御褒美出候哉、

〔一二四五〕殿有院殿御實紀 卷三十一

右筆久保吉右衛門正永をして法令をよみ聞しめらる、その令にいふ、諸社の禰宜、神主等、もはら神道をまなび、その崇敬する處の神體をわきまへ、舊例の神事、祭禮これをつとむべし、このうち怠慢せばその職を奪ふべし、社家位階さきくより、傳奏をもて昇進するともがらは、なをそのまゝたるべし、無位の社人は白張を着すべし、その他の裝束は、吉田家のゆるしを得て着し、典質に入る事あるべからず、神社すこしく破壊せば、そのさまに應

じて常に修理し、社頭洒掃をこたらしむべからず、もし違犯せば、其輕重によて沙汰すべしとなり、

〔註〕 寛文五年八月八日の條

〔一二四六〕台徳院殿御實紀 卷卅九

天子御藝能之事、第一御學問也、不學則不明古道、而能致太平者、未有之也、貞觀政要明文也、寬平遺誠、雖不究經史、可誦習群書治要云々、和歌自光孝天皇未絶、雖爲綺語、我國習俗也、不可棄置云々、所載禁秘抄御習學專要候事、

〔註〕 元和元年七月十七日、公卿諸法度第一條

〔一二四七〕台徳院殿御實紀 卷卅九

諸家昇進之次第、其家々守舊例可申上、但學問有職、歌道令勤學、其外於積奉公之勞者、雖爲超越、可被成御推任御推叙、下道眞備、雖爲從八位下、依有才智

譽右大臣拜任、尤規模也、螢雪之功不可棄捐事、

(註) 元和元年七月十七日、公卿諸法度第十條

〔二二四八〕德川禁令考 卷一

公家衆家々學問無油斷被仕候様ニ可申渡候自然不形儀之體於有之者可致言上事

(註) 寛永七年七月十三日、「御即位ニ付御條目所司代江達」の「覺」第七條

〔二二四九〕德川禁令考 卷一

一 第一御行跡、不輕々敷被守古風、可被除棄今様事 御心持、敬神深、仁恕深無御端無御短慮無御遊意萬端可無非道事 等之事、無油斷可被申上事、

一 第二御學問御心ニ被爲動様之智計、可爲肝要事、

一 於御前下様之野卑成事被申上間敷事、

一 如何様之遺恨雖有之、於營中及口論者、不論理非、左右共ニ可爲重罪事、  
一 男女之間之御法度、堅可被相守事、

(註) 寛文三年正月二十九日、「禁裏御所御定目」第一、第二、第六、第七、第八條

〔二二五〇〕德川禁令考 卷之一

堂上方學習所御取建之儀ニ付先達而年寄より申來候趣を以傳奏衆被差出候書取寫并書類繪圖面等江戸表江相達候處學習所之儀開明門院御舊地江御取建可被成進旨被仰出候間可被得御意候

(註) 天保十三年十一月、「所司代ヨリ達」

〔二二五一〕昇平夜話 下篇卷之四

板倉周防侯、京都所司代の節、公家門跡は文學を専らに嗜まる、様とこそ思はれけん、詩歌能書の沙汰有候方へは、必ず色紙短冊を所望有て、扱上包



を封て、月日肉印をして、深く收め置く、花のあした、月の夕、歌御會の詠草杯も必ず斯の如く、次の年も又所望ありて申受置、其公家衆何ぞ用向にて周防侯の亭へ御入來の時、彼前方書き玉はりたる色紙短冊等取り出され、目の前にて封を切て、今年申受られたると見比べて、御歌の姿と申、御手跡と申、去年よりも殊に宜敷様に、叶はぬ眼にも見あげ奉ると挨拶して、又二枚共に重て封じ、花押を替て月付日付迄、念を入れて堂上方と札をして置れし、其代には公家門跡方、和歌能書も多かりし、又蹴鞠管絃の道を家業の公家へは、必ず館にて興行有日を考へて遊庭に參じ見物し、絃歌を聽聞せられける故、他事なく家業を嗜れき、又關東と往來の公卿、堪能の人參らるれば、富士隅田川、惣じての紀行を尋問はれけるとぞ、

〔二二五二〕日本教育史資料  
卷八

文學ノ義ハ士ノ正業ナリ、縦令ハ農ノ鋤鋤工ノ刀鋸商ノ寶貨ノ如シ、其品

無之テハ今日渡世ノ業無之候然トモ近來ハ其心附無之今日ノ事ハ今日ノ事ト心得目當モナク日ヲ送り自己ノ了簡同輩ノ相談ニテ善惡ハ相分候ト心得違ヒ學文ノ事ハ迂遠ノ様ニ申候義ハ甚タ心得違ヒニ候公義ヨリ武家へ被仰候御令ニモ文武忠孝ヲ勵ミ可正禮義ト有之當家ノ家訓ニモ武藝ヲ嗜ミ文學ヲ好ミ道理ヲ辨シ不可油斷事ト有之候是ニテモ顯然ノ義ニ候然處右體ノ手近義ニ不心付己カ暗愚ノ智ヲ以テ士ノ道ト心得候ハ三民ニ長タル貴キ身分ヲシテ對農人商估候テモ恥敷義ニ候只今何モ行候日用ノ義ハ不據學文候テモ被行候ト存候得共日用ノ義理ハ皆先王ノ禮憲ニ候得共各一端非常ノ事於有之ハ其節ニ至リ義理不相分己カ愚智ヲ以テ取計候故第一ハ忠孝ノ實ヲ忘レ親族へハ嘆ヲ懸ケ朋友ノ名ヲ汚シ終ニハ其身ヲ亡シ候體ニモ至リ候是レ皆士ノ正業ヲ不知猥ニ一己ノ武技等ヲ士ノ業ト心得此處ニ安氣致候ヨリ不義不正血氣ノ行ニモ及候可相愼義ニ候當家中ハ一體ノ義萬一不行届ノ義有之候テハ遠クハ

隣單ノ聞モ不宜近ハ當家ノ恥辱トモ相成候條右ノ趣能々心掛學文出精  
仕修身ノ業明ニ知候様士タル者ハ可有之義ニ候

(註) 寛政元年、平戸藩學校維新館「開校ノ日諭達」

〔二二五三〕日本教育史資料  
卷二

夫學問之趣意は第一倫理を辨へ躬行を勵み信義を專に禮讓を謹み君子  
と可成所爲條白鹿洞書院揭示之目を目當として謹厚に可勵之こゝに志  
しなき人縱令經義に委しく百家之書に涉り詩文に巧みなり共皆道にあ  
らずして學問之本旨を失ふ各心得違不可有之事但子弟たる者家に在て  
父兄に事へ親族朋友に睦敷成長に従ひ其學ひ得し所を以て御奉公に誠  
を盡し一かたに御用立候儀學問之專務候條各厚可心掛之候讀書に相耽  
り候儀有之間敷候事 公儀之御法度御家之御制度人々尤不心得候て  
は不相叶事に付其大凡を前卷に記し差出置候條折々可致拜見候事

學問は衆藝之本に候條致出精候儀は勿論なりといへど、  
武之風を失ひ申間敷事

(註) 佐倉藩「成徳書院心得書」の中「學問本旨之部」の條

〔二二五四〕日本教育史資料  
卷六

古人ノ善ヲ爲ス日ヲ不足トスルモノハ何事ソヤ良知ノ人心ニアル其職  
ニ居テ其職ニ任セサルハ皆不快故也此ニ我輩弓馬ノ家ニ生レテ武士ノ  
名ヲ得ル人ナレハ武士ノ徳ニ昧ク武士ノ業ヲ勤メサルハ自良知ニ恥ル  
所ナリ夫武士ハ民ヲ育ム守護ナレハ守護ノ徳ナクテハ不可叶其徳ノ心  
ニアルヲ仁義ト云天下ノ事業ニアラハル、ヲ文武トイフ故ニ明ニシテ  
慈愛アルハ文徳也明ニシテ勇強ナルハ武徳也良知明ナレハ此徳素ヨリ  
我ニ備レリ是故ニ今諸子ノ會約致良知ヲ以宗トスマコトニ得カタキ此  
生ヲ得難聞聖教ヲ聞難遇同志數輩アツマレリ三難ノ時イカテ黙止スヘ

キヤ三難ノ福ヲ得ニ當ツテ徒ニ悠々トシテ飽煖ヲ安シ此生ヲ空セハ天威明也其罪豈一生ノミナランヤ可恐可戒ノ甚シキモノ也夫文武ニ徳有藝有徳ハ猶苗ノ生意ノ如ク藝ハ猶耕耘ノ如シ文武ヲ以テ耕耘ノ事トシテ心ノ生理ヲ生長養育シ教學相長シ偕ニ聖業ヲ結ハン事何ノ幸カ如之哉

(註) 岡山藩花島教場「花園會約」第一條

〔二二五五〕武家七徳  
前編卷四

羽州米澤城主上杉彈正大弼治憲山號文學を好み、富國強兵の基を闢き玉ふ、略中尾州の處士細井藤三郎を招待し、君の師傅と爲し、君前に於て家臣一統に聖經を講習し、漸々道德に進み忠義を勵み、奢を止め國用を省き、士風一變し、下庶人に至るまで信義に原き、各職業に怠らず、國大に富めり、初て聖廟を建て釋奠を致し、公自祀り、學校を建て、士格の貴賤に拘らず、年長

を以て上座と定め、諸士の中より十人を選び、郡郷の教導役と名け、國中の四方に出し玉ふ、此中小川傳右衛門は巡村に、食物一菜より外は食せず、鰯淵重兵衛は小松村を掌りしに、是地農民金子傳五郎を自師と致し教導すれば、右の兩郷特に信服す、摠じて十人は一月に一度城下に至て、家老美作の宅に會合し、神保容助と云儒者を招き講釋を聞き、座終て我家に宿す、翌朝直に十里十三里の支配所に歸り、各教導を主とすれば、民人益其徳に信服す、

(註) 「戢兵下」の條第三十

〔二二五六〕弘道館學則

一凡出入學館者、當熟讀親製記文、審知深意所在、神道聖學之一其致、忠孝之不二其本、文武之不可岐、學問事業之不可殊、其效皆宜奉承記文之意、黽勉服膺、

一 神道聖學之義、記文論之備矣、寶祚之無窮、君臣父子之大倫、與天地不易、此乃天地之大道、大化詔所稱惟神者、天祖所以立極、而唐虞三代之治教、天孫所資以贊皇猷、亦莫非所以明人倫、其致則一矣、學者宜敬神崇儒、以推廣斯意、遵奉忠孝之大訓、勿偏執私見、妄生異議、

(註) 第一、第二條

〔二二五七〕日本教育史資料  
卷八

江戸其外エ學問爲稽古罷出度向ハ造士館エ相付願出候様被仰付置候付以來迎モ其通ニテ教授受持吟味行届候様被仰付候尤是迄造士館ノ學風計ノ吟味テハ造士館へ出席無之者ハ館中ノ吟味ニハ相違モ可有之候得共基ヒ稽古修行ノタメニ他國エ出候事故學問ノ巧拙ノ吟味ヨリ學問未熟ニ候トモ彌眞實ニ修行イタシ候歟又ハ當座困窮凌ノ爲メ願出候歟ト申處ノ人撰ノ儀第一ト存候間心得違無之様可致吟味旨ヲモ教授初エ可

申達候折衷學並水戸學風ニ不立入様申付候哉ニモ相聞得候此儀不可然他國修業イタシ候上ハ何學風ニテモ立入候テ其上彌朱子道德之學風モ相分候事カト存候何學ニテモ名義正シキコソ學問ノ本意ト存候詩文章達者ニ候トモ今日ノ道理ニ闇ク候テハ修行ノ詮無之一生俗儒ノ唱難免事ト存候間心得違無之様修行志ノ者エ申立候様可致旨御書取ヲ以テ被仰出乍恐御尤ノ御事候條以來御趣意之程深奉汲受手厚吟味行届候様可取計候此旨教授エ申渡向々エモ不洩様可申渡候

(註) 安政四年九月、鹿兒島藩達

〔二二五八〕日本教育史資料  
卷八

一 弘道館被相建候儀御家中爲御取立候得は不限老若稽古可有之儀候一體學問の儀は新不及申專君臣父子夫婦朋友其道筋を致吟味力行迄候其致様の儀は聖賢の書に相備其道を實に承實に行心得は身心内外一

言一動瑣細の事迄委規矩法則有之儀にて唯今新に於學館法度禁制等被相立にも不及候乍去學問仕候ても實に承り實に行心得無之時は何の益も無之却て學問にて外向を飾り惰弱放逸の行に長し候様にも相成儀にて其通にては學館被相立候御趣意にも致違却甚非本意候事一學館の朋友專相互に己を正し禮讓忠實を以被相交候人才の長短等を論し或は御國家の御成法を誹判し我を是とし人を非とするは小人の振廻に候條老若幼年の不限別に可被相愼候事

(註) 天保十一年、佐賀藩新學館「學制」第一、第二條

〔二二五九〕日本教育史資料 卷三

抑聖賢之學校被興候事治國之基人才を育ふ地にて文武の道皆是より出候事にて士大夫たる者の子は別して末々御政事に與り申事に候得は猶更幼年より館中え罷出學問の儀は別て專出精可致事は其道忠孝を本と

し君臣父子兄弟長幼等の儀を明らかにし國民を集め命令を施し入るを計り出すを爲し國の水乾の手當人を愛し民を惠むの法悉く此館にて講習致し其外燕享養老郷射等都て禮法に拘り申候儀相學申候内より自然に發明致し惡を去り善に相染父母も安堵し君にも御感不淺儀にて忠孝の二ツ聲の響きに應し水の形を鑑みる如く其徵明白に候

(註) 文化三年一月、豊橋藩「時習館規條」

〔二二六〇〕日本教育史資料 卷九

近來武士は財用の事口に掛るも賤しと云ふて立派立する侍其實を察すれは不義理なる事多くして商人にも劣るものあり左迄は無くも勝手向の事共一向空にして主人の用に立す己か上も空にして眼前の榮耀に長久の慮を忘るゝもの多し武道を以て奉公はすむ其餘は空にても不筋にても苦しからすと思ふ共主家自家武備の心掛も茫然として何の心得た

る事もなく只子細らしく風儀と成行は聖道武臣にも適ふまし斯く成行く其故如何と尋るに去る人の曰義利の辨を不知より起るなり夫れ義とは利の和にして人を利するを先とすれとも己にも又不利なる事なし士の専ら行ふべき道なり利とは己を利するを先として人の勝手に悪しきは不省終には己も亦利を失ふへし孟子利を云ふ事いたく防ぎ玉へるは此故なり義の筋に達すれば財用の事は賤しからぬ耳ならず國家肝要なる事にして心を止めさるへからざるなり大學に財を生し財を用ゆる道を論せしは此故なり財の用ひ方義にかなはぬは勝手困究に至らむ備を失ひ凶年災難の手當もなく唯町人金主を頼に暮す様になり詰は頼みたる人を踏潰し約束を違ひ懇意を失ひ民百姓をしへたけ奉公も出来ぬ様に成り行なり近來此類多き故侍程不義不法なるものはなしと市町の人笑ふなり信義を道とする侍是に至りて信義を失ふは侍の實を失ふと云ふへし金銀は義理の實なり此實を失ふは武道も虚道となるべきなり若

又利を先として主人の爲め下民の備め武爲の事をも不慮只目前の榮耀安佚を心掛け妻子の愛衣服飲食の營に心を用ひなは是誠に利欲の小人にして口には財用の事不言武はり立派らしくとも實は賤しき侍にして恥へきの甚きなり此義利の辨を不知故次第に下る風儀になるへし然哉と是れさる人の言にして我れ尤と思ふなり近來勝手向の事に用立ものを遣んと思ふに心入行違たるもの多き故書留て皆へ示すなり深き學問は人々心掛け侍らす共何卒義利の別をも辨し信義に厚くして用立様に在度なり吳々も若き者共別して心掛宜き學問出精爲致度事なり

(註) 文化五年四月、佐賀藩「五島筑前守運龍より士族中へ諭文」

## 解説

江戸時代に至つて現れてゐる最も著しい特色は中央統制的社會の出現である。安土桃山時代を経て天下一統の覇業を成就した江戸幕府は、巧妙慎重なる配置の下に諸侯を各地に封じてその藩内の政治を委ねると同時に他藩との交渉を出來得る限り制限し〔一三九—一四二〕、以て生活の單位が各藩毎に置かれた秩序統制ある社會を構成しようとなつたのである。然るに幕府自身が必要とした中央統制的權力の強化は、元和元年七月の武家諸法度第五條〔一三九〕を早くも家光の時代に抹殺せしめ、逆に參觀交代制を確立せしめた〔一四二—一四三〕。同制度はその後多少の變遷はあつたが永く江戸時代を通じて勵行せられ、且つ各藩は幕府の巧妙なる干渉、監視に依つて絶えず内政並に財政上の壓迫を蒙つてゐたのである。五代綱吉時代に定められ、後永く保たれた江戸の法度を以て全國の範たるべしとの令も〔一四四〕かゝる幕府の中央集權的政策の現れと見られる。

近世社會の特色として士農工商の所謂四民制度が擧げられるが、その第一歩は秀吉時代に兵農分離の形をとつて現れた。中世時代に於いては武士と庶民との區別は未だ必ずしも明瞭ではなかつたが、秀吉は大佛鑄造を名として民間の武器を巧妙に沒收し、次いで兵農并に農商の分離をも

圖つたのである〔一四五—一四六〕。かくして江戸時代に至つて一應四民制度が確立されるに至つたのであるが〔一四七〕、この制度は必ずしも膠着したものでなく、場合に依つては武士が町人となり、又百姓町人相互の間にも必ずしも嚴密な差別は立てられてゐなかつた。併し町人乃至百姓と武士との間は原則として固く區別されてゐたのである〔一四八—一五〇〕。

江戸時代の社會形態の特色として更に擧げらるべきものは鎖國である。家康時代には海外貿易の奨励に努めてゐた江戸幕府が、外國との交通並に貿易を原則として禁ずるに至つた直接原因は云ふ迄もなく切支丹禁教政策の斷行にあるが、その第一歩は秀忠時代の貿易制限に始まり〔一一五—一〕、家光時代に確立した〔一二五—二〕。尤もこれらの禁令は切支丹傳道に關係のなかつた國には適用されなかつたのであるが、然もそれらの國々との交渉には極めて嚴重な制限が附せられてゐたのである〔一二五—三〕。かくして江戸時代に於いては、我が國民は殆ど他國との文化的交渉を遮斷せられ、獨自の發展を遂ぐべき運命に置かれたのである。

江戸時代に入るや、中世武人の精神生活を支配した佛教精神は次第に彼等の腦裡より取り去られ〔一二六—七—一二九—二〕、それに代つて儒教的精神が力強く擡頭するに至つた。この事は後に述べる江戸幕府の教化政策に基くことが大なのであつて〔一二五—四〕、矢張り後に述べる武士教育の理想は著しくこの間の事情を反映してゐる。かくしてこの時代の學者からは往々にして所謂漢意からこころのみを

是れ事とするの徒が生れ出たのである。江戸時代中期以後に興つた國學者側の思想運動はかくの如き思想形態の裡に胚胎したのであつた（一五五—一五六）。

前代から漸次發達し來つた武士道は江戸時代に至つて思想形態としての完成をみるに至つた。諫死することが治世に於ける臣道であると考へられ（一五七・一五八）、先祖代々何れも君の馬前に討死したが泰平の世にあつてはこの道あるのみと殉死を遂げ（一五九）、或は又主君の冤を雪ぐ爲に進んで一身を犠牲にする（一六〇）といった精神は、江戸時代初期の武士社會には屢々見られた所である。其他「武士の一言」を尊び、主君の恥を雪ぎ、意地乃至義理を重んじ、財を蔑む（一六一—一六五）といふが如き所謂武士道精神は、この時代の窮迫した浪人の間からも屢々節に屈せざるの士を生んでゐたのである（一六六・一六七）。而してかゝる精神は、子女の間にも亦現れて屢々悲話の種を供してゐた（一六八）。

併し乍ら江戸時代中期即ち元祿、享保時代前後より、かくの如き武士道には漸く頽廢の兆が現れ、町人的意識が相當強く武士の日常の生活乃至は思考を支配するに至つた（一六九—一七四）。特にこの事は都會在住の武士の間に甚しかつたやうである（一七三・一七五）。かくして江戸時代の社會は特色ある形態をとり、武人の思想形態も中期以後に於いては、相當複雑な様相を示すに至つたのであるが、併し彼等が優位な社會的地位に置かれそれに相當した誇りを懷いてゐたこの

時代には尠くともその思想形態の前面には依然として武士道的精神が強く支配してゐたものとみられるべく、かくの如き特色ある社會的竝に思想的背景の下に於いて、當時の教育形態は理解せられなければならないのである。

二百六十餘年の永きに亘つて、江戸幕府が持續された爲に各般に亘つてとられた周到な政策が、幕府の教化政策の基底をもなしてゐたことは明瞭である。一般的に江戸幕府は文教振興の政策を採用したと見られてゐる。この事は夙に家康の學問獎勵の裡に見出される所であるが、四代家綱あたりから更に文治的色彩が濃厚となり、大體に於いてそれが幕末迄持續せられたと見られてゐるからである。家康は『孔子家語』を始め各種の貴重古書を覆刻し、それらの普及を圖つたが（一七六一—一七八）、一方五山の僧及び公卿を動員して古書の覆刻に當らしめ（一七九・一八〇）、慶長六年伏見に學舎を設け（一八一）、翌七年に江戸城内に富士見亭文庫を創立し（一八二）、同十九年には同じく京都に學舎創立の計を立てゝゐる（一八三）。家康のかくの如き好學の精神は惺窩、羅山等に對する態度にもよく示されてゐるが、かゝる精神は元和元年の武家諸法度第一條に於いて法文化され（一八四）、爾後將軍家代變り毎に發布されるを例とした武家諸法度は次々にこの精神を繼承し、文治主義的色彩の最も濃かつた綱吉、家宣、家齊時代には特にそれが強く現れた（一八五・一八六）。勿論嚮に述べた如く中世に於いても文武兼備の理想は存し、その實現の



爲めの努力が拂はれたが、江戸時代に於いては著しく文道が表藝となつて來たのである。然も文教振作といつても、それは單に無方針裡に行はれたのではなく、幕府の統制的意圖は此處にも明瞭に働き、朱子學を保護してそれを官學となすと共に、所謂禁書の令〔二一八七〕異學の禁等に依つてその方針を明瞭にしてゐるのである。

元來朱子學を以て學の中心となすべしとする方策は、後光明天皇の勅旨にも拜される所であるが〔二一八八・二一八九〕、家康は夙に惺窩を聘して經學を聽問し〔二一九〇〕、その高弟羅山に對しては特に篤き保護を加へ、慶長十三年には彼を擧げて儒官となした〔二一九一・二一九二〕。かくして林家は幕府代々の儒官となり、その家學たる朱子學は漸次官學化への道程を辿つたが、家光の保護〔二二三二―二三二八〕を経て特に綱吉の儒學尊重に依り林家の地位は愈々高まり〔二一九三〕、朱子學の官學としての地位も定まつたのである。一方幕府は嚮に同學を攻撃した山鹿素行、並に海外の事情の我國にとつて危急なる事を説いた林子平等を處罰したが〔二一九四・二一九五〕、寛政二年には有名な異學の禁を出すに至つた〔二一九六・二一九七〕。尤もこの異學の禁が發せられるに至つた背後には、元文から安永にかけての幕府の教化熱の弛緩とそれに基づく官學としての朱子學の衰退といふ事實並にその對策の意味〔二一九八・二一九九〕が横はつてゐるが、幕府の從來の文教振興策が常に一定の方針に基いて行はれてゐたことを更めて明確に示した點で、この禁令は重視すべきであら

う。而してかゝる方針は、同じく松平定信の手に依つて制定された素讀吟味、學問吟味〔二三四一―二三四七〕に依つて明かな如く、後には教化内容に迄及んで行つたのであつた。

家康の好學に始まつた江戸幕府の文教振興作は勿論雷に朱子學の保護を以て終始したのではない。慶安三年伊勢外宮に創立された宮崎文庫を承應三年に朝廷が嘉獎せられた〔二二〇〇〕のに倣ひ奉つて、後同じく内宮に創立された林崎文庫に對して保護を與へ〔二二〇一〕、吉田流の神道の一職を設置し〔二二〇二〕、又は土佐派を興し〔二二〇三〕、關東に和歌の家を置き〔二二〇四〕、更に和學講談所を保護する等〔二二〇三―二二〇五〕注目さるべき業績を擧げた。更に又時代の進展と共に鎖國的形態が漸次崩壊して諸外國の間に交渉を開始するの餘儀なきに立至るや、幕府は銳意海外新文化の吸収の爲に努め、從來の長崎譯官〔二二〇五〕等を動員したのみならず、後に述べる如き各種の教育機關を新設して、幕府の方針を示しつゝそれら新文化の吸収に盡力したのである〔二二〇六―二二〇九〕。

かくの如き諸事實は、江戸幕府の教化政策が文道のみを強調してゐたかの如き印象を與へるが、勿論幕府は武藝の獎勵を閑却したのではない。武家諸法度中の「左文右武」の句が明示してゐる如く幕府は武の獎勵を忽緒にしたことはないのであつて、かの文治主義者の筆頭たる綱吉も全く武事を忽にしてゐた譯ではなかつた〔二二一〇〕。家宜は元祿時代の文弱の弊を矯めんと努め

〔二二二〕、特に吉宗は、文道の奨励をなすと共に〔二二二・二二三〕鋭意尙武の精神を鼓吹して居り〔二二四―二二七〕、更に幕末に至るや、新兵器の操作を始め各種の武藝の修得の必要を認め幕府は、後述する如き種々の學校を設立し、布達に依つてかゝる新設校の教育方針を明かにしてゐるのである〔二二八―二三二〕。併し乍ら嚮に述べた如く、幕府の全體的傾向から觀する時は、文治的色彩がより強かつたことは否むことが出来ない。このことは既に家康の時代に始まり、家綱の時代に確立した殉死の禁〔二三三・二三四〕に於いて最もよく窺はれる所であり、市井の徒にして殊更に殺伐な風をしてゐた所謂かぶきものを斷乎處罰した方針の中にも亦認められるのである〔二六九七〕。

嚮に述べた如き江戸時代の社會秩序維持の爲には、各自が社會的身分關係を明かにし、所謂分限を越えざることが必要であつた。かくして幕府は百姓町人に對する布達に於いて屢々この事を説いたが、同じく士分にも堅くこの事を要求したのである〔二三五―二三八〕。而して幕府當局者は士分の者がその體面を維持し、本來の面目を失はないために儉約の必要を認め、元和元年の武家諸法度を初めとして屢々儉約令を出したのであるが〔二三九―二三三〕、この令は町人の勅典、武士階級の經濟的逼迫と共に益々頻繁に出されたのであつた。

江戸幕府は秀吉の政策を踏襲して切支丹禁教策を勵行し〔二三三―二三五〕、その爲に敢へて鐵

國を斷行したのであるが、幕府は更に佛教の教化力を利用し〔二三六〕、進んで寺院に寺請其他種種の特權を與へて切支丹殲滅を期した〔二三七〕。併し幕府は佛教に對しても嚴重な監視をなしたのであつて〔二三八―二四〇〕、この爲に幕府は屢々條目、條令を發して各宗を嚴重に取締り、信徒に對しては濫りに轉宗を許さず〔二四一〕その墮落を防ぐ爲に努力したのである〔二四二―二四四〕。而してかゝる政策は又大體に於いて神社に對しても亦用ひられた〔二四五〕。

公卿に對する教化政策としては、武家諸法度に於けると同様に、幕府は同じ元和元年の公卿諸法度中に公卿の教化の理想を示したが〔二四六・二四七〕、同法度中の精神は、その後發せられた禁裡條目にも終始一貫して現れ、且つ幕吏に依つても運用されたのである〔二四八―二五二〕。

○ 幕府の文教振興策と歩を一にして、江戸時代の各藩は後に述べる如き藩費、教諭所等の設立乃至は民間に於ける寺子屋、心學講談等の保護を通して學問奨励に努めた。而して武士の教化には大體に於いて幕府と等しく儒學、特に朱子學を以てその基となし、各々藩費の學規又は布達等に依つて藩士の教學の向ふ所を示したが〔二五三・二五三〕、藩によつては幕府の官學をその儘採用せず、寧ろ藩主乃至は儒官の學問を基礎とした所もある。舊岡山藩に於ける陽明學、舊米澤藩に於ける折衷學、神道を多分に加味した舊水戸藩の如きは就中その代表的なものである〔二五四―二五六〕。尤も朱子學に據りつゝ、他藩の學風をも併せとつた鹿兒島藩等の如き〔二五八〕もあつ

た。その教化目標も、幕府と同じく文武兼備の士を出すにあつたので、武道を閑却することは勿論なかつたが、實用を旨とした文事を特に重視し〔二二五八・二二五九〕、三民の上に立つ武士として財用の點を強調するものが現れてゐることは注目すべきである〔二二六〇〕。

## 第二章 教育の理想

〔二二六一〕 藤堂高虎遺書

孔子の道を心に掛、日本にては吾妻鏡式條杯も聞可申事、

(註) 第八條

〔二二六二〕 貝原篤信家訓

學問の大綱は、大學の經の文、朱子の學規を以法則とす、必天地聖人の道に背きて、佛氏の教に従ふべからず、若佛氏に従ふ者あらば、父祖の遺訓に背き、不孝の罪に陥るのみならず、天地神明の道に背く、故に天地神明の罪人なるべし、天道は至公にして、其咎なしといへども、恐るべき事なり、但不仁は天の責を身にうけ、子孫に報ふ事影響の如し、畏るべき事の甚しきなり、

(註) 「幼兒須教」條下第十二

〔一二六三〕 保科正之家訓

可敬兄愛弟、

(註) 第三條

〔一二六四〕 内藤義泰家訓

身は父母の遺體、孝は百行之本也、故逆親輩は於人倫遠矣、宜以順親爲專一、兄弟連氣同胞、宜敬兄愛弟事、

(註) 第二條

〔一二六五〕 戸田氏鐵家訓

守忠恕、欲立誠信、

(註) 「良臣」の條下第七

〔一二六六〕 酒井忠學家訓

一我等子孫男子の分は、伊勢より外、祈禱神佛共頼申間敷事、  
一畏天道可正身事、

(註) 前條は同家訓「覺」條下第二 ○後條は同家訓「成休院様御自筆御書付之寫」條下第一

〔一二六七〕 土井利勝遺訓

可爲大將身は、晝夜心身を安樂にしては、萬不調候、勤の間には、學問をも可被心掛、文盲にては事の道理不分、其所よろしく、忠孝もかけ、下を憐む心も、うとく成事に候、仁義禮智信悉く空敷成行、自然と自他の嘲を得事と可心得、學び知て、聖賢とも意味を察候はゞ、目出度事と可被存事、

(註) 第三條

〔一二六八〕 戸田氏鐵家訓

惜名死義、而永顯先祖武勇、欽仰主君、日盡忠功、先亂修甲兵、務集英雄、當道能輕身命之危、好勇專仁義、知恥不忘義、士之所重、深謀顯君名於四海、學而爲君謀、堅兵器、思有事、節義而捨命於戰場、先軍常案孫吳謀、

(註) 「武道」の條

〔一二六九〕 武備和訓

武士の子どもに、總卷の比より義理を教て、假にも利に聰からん事を禁むべし、天下にも換がたき義の一字なるに、同じ武士にて、明智光秀がごとく、雪と墨とにかわる事は、是利を重むじて、義をかるんずるが故也、

(註) 第八條

〔一二七〇〕 白川侯家訓

家中の士、常々無懈怠節義を嗜可申候、一言一行も、古の道に於て不詮儀成事不有之、節義の嗜と申は、口に偽を不云、身に私を不構、心直にして外に飾りなく、作法違へず、禮義正敷、上にへつらはず、下を侮らず、己が約諾を違へず、人之患難を見捨ず、惡口杯言葉の端にも出さず、物恥を知りて、首を刎らるゝ共、己がすまじき事はせず、死すべき場をば一足も引ず、常に義理を重んじて、その心鐵石のごとくして、溫和慈愛に候て、物の哀を知り、人に情有を、節義を知る士とは申候、平生の心懸なく、うか／＼と日を送り候はずや、に以古人の云るごとく、醉生夢死にて候はずや、

(註) 第四條

〔一二七一〕 東照宮御實紀 附録卷二十五

武士の智慮才能あるはもとよりよけれども、なくともことは欠ぬなり、ただひたぶるに實直なれば、智能を待に及ばず、武士として義理に欠たるは

打物の刃がきれしごとしと仰られぬ、

〔一二七二〕甲子夜話 卷二十九

天祥公の武功雜記を作らるゝおり未だ若年にて筆録によりし鶴田吉兵衛と云もの年老て四五十年前迄存在して居たり予が隱莊に仕る人少年の頃この鶴田を覺へゐる者ありて云ふ鶴田常に途中にて兒輩の群戲して居るに行かゝれば必ず歩を停て言には脇指は片時も身を離し申されな牛には角ありてつく馬は角なければ足にて踏も躡もし犬は口にて齧なり人は身に手足のほかはなし脇指は人の角と心得られよ小兒とて武士は武士の子よ人不義不道あらば必ず角にてつかれよとて毎に老誨を示したりとなりこの時世の人の象氣この類見るべきこと多し

〔一二七三〕徳川禁令考 卷七

家人の内萬藝にすくれたりとも實儀なき者を用ゆへからさる事

(註) 「徳川成憲百箇條」第九十三條

〔一二七四〕志士清談

亡父常ニ鄙夫ヲ諭テ點智ヲ好ム事勿レ巧佞ヲ爲事勿レ唯可守ハ義ノ當然ナリ汝武家ニ生レタリ武家ノ義ヲ忘サレト其庭訓ニ違フコトヲ懼テ日夜是ヲ勤ムノ外他事ナシ

(註) 加賀中納言利常の臣不破彦三が亡父に就いて述べてゐる一節

〔一二七五〕板倉重矩遺書

人は恥を知を寶とすと見えたり、

(註) 第五條

〔二二七六〕折たく柴の記

卷上

たゞ一事、今もおもひ出たる事には、同じよはひの友とあそびし時に、人をあなづる事、いふ人かなといひしを聞給ひて、男子の侮をうくるは恥辱なり、今のことばは戯なりといへども、みづから其侮をうくるに似たり、しかるべからずとのたまひたりき、

(註) 新井白石の父が、その父より庭訓を受けた様を叙したるもの

〔二二七七〕保科正之家訓

大君之儀、一心大切可存忠勤、不可以列國之例自處焉、若懷二心、則非我子孫面々決而不可從、

(註) 第一條

〔二二七八〕内藤義泰家訓

奉對大君期自先祖、聊無不忠、恠汝義英、常思此意、銘心刻骨、縱令及世變、懷別心而莫辱家名、彌可抽忠誠條々、

(註) 前書

〔二二七九〕土井利勝遺訓

某御奉公冥加に有之義、日來上を敬、忠信の實を以、且暮令行故也、家を全治、家中諸侍忠義を勵し、民百姓に至まで、なつき靜謐なる事、下々慈愛する實ある故也、可爲大將身は、無偽を本意と心得べく候事、

(註) 第二條

〔二二八〇〕酒井隼人家法并家訓

從公儀度々被仰出候御法度御大法、逐一致得心堅く可慎守、

(註) 「家訓並家法」條下第一

〔二二八一〕板倉重矩遺書

軍法常に心掛、先我心を知て、一所にこりかたまらぬやうにして、法度正敷可勸、尤身の上を人にいはせて聞、我心を穿鑿せよ、能しるゝなるべし、惡を直すべし、

(註) 第四條

〔二二八二〕井伊直孝遺狀

上意之儀は不及申、御老中私にて無心千萬存候事御申付候共、毛頭不可掛心、一向御奉公專一に被相勤儀可爲本意候、尤忠良又は我等にて孝行不可過之候、御代々御厚恩、子々孫々迄可奉忘儀無之事、

(註) 第一條

〔二二八三〕澁谷隱岐守筆記

主君へ奉公を勤るは、厚恩を報ぜん爲と心得べし、立身の爲と思ふべからず、立身の爲にする奉公は、我思ふごとく成ざる時は、主君をうらみ朋友をそねみ、非義の企も發るゆへに、却て主君の心に背き、朋友に見かざられ、身を亡し家を失ふに至る者多し、主君の恩を報ぜん爲に奉公する者は、かくいつまで立身せぬとても、少しも不足の心なく、人を恨る事もなし、おのづから天理に叶ふゆへに命ながく心も安かるべし、誰々も知たる事なれども、年若きものなどは、よくよく覺悟すべし、

(註) 第一條

〔二二八四〕澁谷隱岐守筆記

學問をするは、忠孝を全く勤べき爲なり、詩歌作文ばかり好みて、忠孝の志なきは、益なき學問なるべし、

(註) 第十七條



〔二二八五〕板倉重矩遺書

忠孝の事は、古人くわしくいひ置候、今更いはんにいとまなし、人の主たる身の學文なくば、政道なりがたし、四書五經七書類、文字は不見知ともよませて聞、其理を具にすべし、但よみ人をゑらぶべし、今時の學者は、口利口のためにして、わが身持とはせず、下々は身すぎのためにして、人がら惡もの多し、能心得べし、

(註) 第一條

〔二二八六〕東照宮御實紀  
附錄卷二十五

朝夕の煙立る事はかすかにても、馬物の具きらびやかにし、人も多くもたらむこそ、よき侍の覺悟なれ、又世の諺に、武士の武士くさきと、味噌のみそくさきは、用ひられぬものといふは、公家か市人などのいひ初し事ならん、隨分武士は武士くさく味噌は味噌くさきがよし、武士は公家くさくても、

出家くさくても、農商くさくてもならず、味噌がなまぐさく、こげくさくてもならず、たゞ本來の味噌くさきがよきなりと仰られき、

(註) 徳川家康の言

〔二二八七〕貝原篤信家訓

四民の内士を以て長とす、故に士となるは大なるさいはひなり、文武のみにちをまなび、身をたて道を行ひ、その家を興し、先祖よりの家業を彌保ち守るべし、若艱厄に値貧窮になり、或は多病にして、君に仕ふる事なりがたくて、農工商とならん事は口惜けれど、義によつて業を改るは苦しからず、但利の爲に父祖の家業を捨て、庶民となるべからず、我子孫是をいましむべし、

(註) 「士業勿怠」の條第三

〔二二八八〕 徳川齊昭書簡

誰にても日本に生れ候上は、神祇を尊び、外國人と差別有之様、武家に生れ候上は、武備を心懸、百姓町人等と差別有之様、略<sub>下</sub>

(註) 齊昭が弘道館設置に就き佐藤一齊に書き遣つた書簡の一節

〔二二八九〕 徳川齊昭書簡

兎角武士の子は、手づよく手あらに、成長いたし申さず候ては、追々成長の上、公家や町人出家の様に成り行き、天下の御爲めをいたし候様に相成らざる故、何分にも手づよくからだを幼年より鍛へてそだち候様にいたし度候、さて文武共に、出精致させ候が宜しく候、文武を勵ませ、夫れにて死し候程の子は、惜しからず候へば、死し候ても苦しからず候、

(註) 齊昭が老女よし田へ子供の育て方に就いて書き遣つた書簡の一節

〔二二九〇〕 澁谷隠岐守筆記

學問して人々身の程を知、へりくだりて禮讓を厚くすべき事なり、然るに學問して高慢に成て、身の程を知らざる虚氣者あり、是俗にいふ論語よみの論語しらずなり、

(註) 第十八條

〔二二九一〕 酒井忠進家訓

家中之士、勝手向取續候様、諸事分限相應にいたし、我程をはかり勝手難澁に不成様に心懸可申候、尤儉約の意趣は、仁義をたすくるための儉約にて候得者、先差當其身勤向の入用武器の繕ひ、相應之嗜み不足手支無之様心掛、諸事儉約可致事候へば、平生の衣類調度之類、いかにも質素を專とし、立派を好み申間敷事に候、

(註) 第五條

〔二二九二〕白川侯家訓

當代之士、風俗質直朴素之氣味少く、外分外見を飾り、身をゆたかに持なし候、しかのみならず下輩の者に對しては、一しほ高位に取繕ひ候、是等は偏に飾りたる土人形之如く見え候様に及聞候、箇様に六ヶ敷身に相成り候ば、餘ほど苦勞なる事に候、夫も士の作法に叶ひたる事に候は、尤に候、士は分限より身を引下げ候て、諸事之仕方無造作に飾る心なきこそ本意に候。

(註) 第七條

〔二二九三〕東照宮御消息

學問は、大名は自身博學になるに及ばぬ事に候、學才有之者に、常に其道の講釋を承り、其外物の義理善惡の事、行作の能き人の行ひ、名將忠臣の操、又は佞臣主の心をくらし、其國を亂し、代々の國郡を失候事共、常々承置、我

身の曲尺ゆがまぬ様に心懸候事、第一に候、

(註) 第八條

〔二二九四〕前田利家書置

武道ばかりを本とする事無用に候、文武兩道之侍成間、分別位能ものを見立聞立、新座者にても情をかけ可被召仕候、第一諸侍共身上成候様にいたり可被申事、

(註) 第九條

〔二二九五〕桃源遺事

卷之四

西山公、常々御咄し被成候は、世上にて我が事を學問ずきにて武藝は不好と申げに候、武藝は武家の常なれば勤めずとても諸士みなたしなむべきこと也、學問をば多くは人の好まざる事に候へば、人の人たる道を少も知

せ度おもふがゆへに、學文の義世話にする也と仰られ候、

〔二二九六〕有徳院殿御實紀  
附録卷十一

或日有馬兵庫頭氏倫をもて直清に仰下されしは、御家人弓馬の道をたしむことは、ものゝふのわざなれば、さらに論ずるに及ばず、○下略

(註) 徳川吉宗の言

〔二二九七〕黒田長政遺言并定則

度々申候様に、刀脇指我思入たる一腰宛に差替、此外は無用に候、我等能々試候而覺申候、惣じて武士は毎日死を極め居不申候得ば、事により越度有之候、毎日朝夕刀脇指自分に拭ひ候而頂戴致、一日生死無事有事此二腰の儀に而候事を、うやまひわすれ不申候、肝要にて候

(註) 元和九年七月廿一日、「覺」第二條

〔二二九八〕井伊直孝遺狀

文武の儀は勿論不知而不叶事の由候、しかし忘武道學文迄に傾き候へば、出家の作法の様にて、家風悪可相成事、

(註) 第十條

〔二二九九〕武家七徳  
前編卷之十

一向學問を勤め、武藝は其次に致すと心得たるが善し、孝悌忠信の道理を辨へざれば、却て武術勝れたる所に、士の道を取失ふ事生ずるなり、子供が能覺居る今川帖にも、文道を知らずして、武道終に勝利を得ざる事と見へたりと諭し玉ふ、

(註) 「和衆下」の條第二十三

〔二三〇〇〕七種實納記

弓は的を射るほどに習ひ、達て上手にならずともよし、弓をしらざれば、弓の取廻し悪きもの也、弓は武士の第一なれども、今時は精兵もなく、又さしての上手もあらず、

(註) 第九條

〔二三〇一〕 澁谷隱岐守筆記

武藝を習ふ事、人々器用不器用あれば、必しも上手に成んとはあらず、只武士の家業なれば、習はずしては叶はぬ事と思ひて勤むべきなり、

(註) 第十五條

〔二三〇二〕 白川侯家訓

家中之士、武備を忘れ間敷候、武備と云は、分限相應に、人馬其外武用の道具を所持いたし、騎射劍槍の技術も不案内に無之様、稽古可有候、但其師を致

もの、外、餘り精出し相究候義は無用に候、

(註) 第十一條

〔二三〇三〕 明良洪範  
卷二十五

松平新太郎光政の夫人は本多中務大輔忠尅の娘にて、母公は天樹院殿也、因て柳營にて御心寄も重くましましければ、光政を能尊敬し、玉ふ御子多き中、伊豫守綱政の外は女也、恒に夫人に教訓せらるゝ事、は女は女の様なるが能とぞ聞たる何事もたをやかに心より心を修めて、男に勝らん事を思ふべからず、夫を尊敬せざるより、諸の悪事を引出す也、夫婦となるは一世の縁に有らずと雖も、皆神々の引合せなれば、如何様の醜き夫也とも、夫と定めたるからは、尊敬せざらんや、女は内を修め、夫は外を治るとは、古今の事也、大名は夫々役人有て、内外を執修んは、只大様に慈愛有べし、我が如き者の娘の愼むべきは、嫉妬なり、唐日本にも古き誠めなり、愛妾あらば隨

分慈愛を施し恵むは本妻の道なる必しも嫉妬の心を出すべからず又夫に疑を受ざる様に慎むべし夫過ち有ん時は能氣の立ぬ様に心徐かに諫むべし自然と夫も恥入様に成者也高きと賤しきに限らず貧福は其身の生得天性なり大名迎も貧苦するもあり小身にても富るあり女は夫の官祿を得て其程々に過すとは紫式部が筆の妙也と今に云傳はるぞかし女の織縫事は貴人高位なりとも天性女の役なり知らずんば有べからず知て爲ざるは宜しからじ貴人高位はなさぬ者也と思ふて侈り驕りてあだに暮すは女の天性に違ふ者也と教訓せられしと也

(註) 「備前少將光政の夫人」の條

「一三〇四」あしの下根

女に三従の道あり、いとけなくしては親にしたがひ、ひととなりては夫にしたがひ、老て子にしたがふものなれば、わが身をたてぬ事とぞ、いにしへ

聖だちも、の給ひ置しと承る、他の家をわが家として、夫を天にもたとひ、又君にもたとひ侍るゆゑに、あふぎたふとみて、したがひつかふまつる事、女の道なり、男は外をつとめ、女は内ををさむる、これ天地陰陽しぜむの道なり、女は内の事をつかさどりて、外の事には、いさゝかもあづかるべからず、内外男女のわかちをつゝしむべし、物ごとひとりわがこゝろのまゝにすべからず、一生身ををふるまで、夫にしたがひそむくべからず、しかあれど、夫の心をひたすらにとり、うはのそらになれしたしみをもとむべからず、わがこゝろざしをたゞしく、一すぢにまことをもとゝして、したがひ給ふべし、忠臣は二君につかへず、貞女はふたりの夫にまみえずとかや、女のみさををたつるは、忠臣の節を守るにおなじ、

(註) 第三條

「一三〇五」女家訓  
卷之上

古より女を教曉するの道、かしこくも唐土我國の書に數多載たりといへども、ちかくは其要とするに八の條目あり、一には孝逆、二には守節、三には不嫉、四には教子、五には慈殘、六には仁虐、七には淑陸、八には廉貪なり、此八の理をよく辨へ、心を善にうつして、身をつゝしみ守るときは、求ずして福おのづからに至り、其名かうばしく萬世に傳ふ、もし此理にうとく、心みだりにして、身正しからざれば、日々に身心をくるしむる禍來り、且他人のあざけりを得て、先祖をけがし子孫をやぶる、其善其惡、ともに影のすがたにしたがふがごとくなれば、ふかく此理を明らむべき也、

(註) 冒頭の句

「二三〇六」女家訓  
卷之中

我夫はさぶらひなれば、妻二人有もことはり也、其上婦には、七ツの去るゝ法有といへども、婦の夫を捨る理はひとつもあらず、夫に去るゝ七ツの罪、

一には舅姑に不孝なる婦、二には子なき婦、三には淫亂にて、みだりがはしき婦、四には吝氣ふかくねたみ有婦、五にはあしきやまひある婦、六には常に言葉おほくして、人の中ごといつはりをいふ婦、七には夫の目をくらまし、物をぬすみて外にはこび、心かだましく理にうとき婦也、

(註) 「不嫉」の教への一節

「二三〇七」江川坦菴書簡

夫を天と致し候事は、誰も辨へ居候へば、天を怨み天を厭ひ候、迎逃可申様無之候、是等の義に心を付、能々相事へ可申候、凡門内の治は恩義を掩候故、心易立も出來致候間、敬慎專一心掛け可申候、

男は剛を以て徳と致し、女は柔を以て道と致し候事に候間、身を修め候には敬にしくはなく、つよきを避候には順にしくはなき事に候、故に敬順の道は婦人の大禮に候、偕て誰も最初嫁候節は、何様にも厚く心掛く可き積

の處、追々居馴候にしたがひ、前にも申候心易立と云者出來候間、朝夕に心を用ひ、聊にても差出ケ間敷事、或は不足ケ間敷事共、決して有之間敷候、總じて足ることを知り、勘忍を專一とし、言行とも都てひかへめくゝに致し可申、凡事に直なると曲れるとはあるなれども、それを其儘に、是は直なり、是にては曲れるなり、抔と申時は、自然に聲高にもなり、果は夫婦争ひにも至り申候、畢竟は平日前條の次第を等閑りて心に掛けざるよりの事に候、柔順婉曲にして夫に従ふは、女の道と申事を心得可申事、

(註) 江川太郎左衛門が、新婦某に、婦道を諭した書簡の一節

「二三〇八」 佐久間象山女訓

女はたかきもいやしきも、三じうとて、人にしたがつふの道三ツ侍り、いとけなきときは、おやにしたがひ、としさかりになりて人にゆけば、をつとにしたがひ、としおいぬれば、子にしたがつふ、又この三じうをつとむるに、ゑんば

むていじうとて、四ツのをしへあり、ゑんとは、ものいひざまやさしく、ばんとは、たちふるまひしとやかに、ていとは、かりそめの事にも、専らなるふるまひなく、したがふ人にうちまかせ、じうとは、何ごと身も心を心にまかせず、仕ふる人にたがふことなきをいふなり、常にこの四ツのをしへをまもりて、時のしたがふべきかたにしたがひ、みちにたがはぬやうこゝろがけらるべし、

(註) 第一條

「二三〇九」 あしの下根

およそ人の子の中に、男子は、師をもて文をまなび身を修むる道を、ならはしむるもあれど、女はいとけなきより、深窓に養はれて、人にまみゆることもなければ、おのづから道のをしへもうとく、いく程なくして、他の家にゆき、夫にしたがつものなれば、親のもとにとゞまり居る事も、しばしのうち



ぞかし、よろづ心にこゝろをそへられむこそ、いとめでたからめ。

(註) 第一條

〔一三一〇〕 佐久間象山女訓

家にあるあひだは、つねく、孝行を第一とせらるべし、ことくにつけて、おやおほせをそむくべからず、女は、をとこの子の、後までもつきそひ、やしなひたてまつるとは品かはりて、ほどもなく、人の家にゆき侍る身なれば、ちゝは、にしたがひまゐらすことも、しばしの程ぞと心得て、一しほに力をつくして、かうくあるべし、

(註) 第二條

〔一三一一〕 佐久間象山女訓

女男にかぎらず、つゝしみの心は、おこたるまじきことに侍れど、わきて女

は、おさなきよりとしおひ身終るにいたるまで、慎といふこと、しばしもわするべからず、かりそめのことにも、人や見るらん、人やきくらんと、ふかくこゝろをつくすべきことなり、

されば、をうな子は七ツもすぎなば、よろづものやはらかに、たをくしく、つねのあそびにも、女のすべきわざのみもてあつかひ日にてらされず、あめにぬれず、はふあしきものゝ見まねせず、をとこの子をあそびのあひてにせず、をんなのなかにも、人々のほむるものゝものいひつき、たちふるまひに心をつけて、見ならひきゝならひ侍るべし、としのほど十にもすぎなば、内にもみありて、みだりに人に見ゆべからず、

(註) 第三條、第四條

〔一三一二〕 女五常訓

女子は物習ふ始めと雖も、只和風の習ひとして、百人一首、伊勢物語、或は源

氏、或は土佐日記様のもの、區々有りと雖も、風雅のみにして、五常をあきらめん、便には遠かるべし、女とて、五ツの内一ツをかきても安からんや、俗こそおほむねを爰に記し、便となし侍る物ならし、

(註) 冒頭の句

〔一三三〕 難波江

女は學問とても、男とは大にたがひ候、たゞ四書、小學など、宜しくわきまへ候はゞ、姫かゞみ、假名列女傳の如きふみ、よりく心をとめて見るべく候、かつ古き記録なども、見やうにより、行にたよりあり候故、しかるべく候、只源語、勢語のたぐひは、甚淫亂なることを教へ申し候やうなる事にて、行には成りがたく候、しかし強ひて防ぎ見ざるは、俗に背くにて候ふ間、心さへ定まり候はゞ、かの文など見るも、風流なる事に候はん、

(註) 第十六條

〔一三一四〕 年山紀聞 卷四

山田氏記憶つよき生れつきにて居士のかたはらにならびて、古歌三千首ばかり暗におほえ給へば、幸に歌よむ事を教へて、寛永の女帝のおりゐさせ玉ふ仙洞にゆかりの女房のさぶらはれたるによせて、宮づかへの心よういに過されけるころ、先考朴翁の嫡母河合氏のかたち心ざまうるはしく裁縫にさとく手かき歌よむかたにさへまめなるよし傳へ聞てわりなく乞むかへつゝ、二十歳の時先考に配せられけり、

(註) 「今式部のおもと」の條

〔一三一五〕 武家義理物語 卷三

女の子御望みならば、奥の御茶のかよひに、やとはせ置べし、琴を好、歌をよむなどいひて、京たよりに中院殿へつかはしける、雀小弓、名譽に一筋よもはずさず、女のいらざる四書までも讀て、此ほどは古文聞に、氣をつくしけ

る、

(註) 「おもひもよらぬ首途の聲入」の條

〔一三一六〕 難波江

女は、教令不出閨門、事在饋食之間と申し候わけは、教令することも、奥の内  
のみにして、闕を出てず、つとめは只、食をととのへなどするのみにして、外  
事をなさざる事にて候、しかし食をととのふるは、小人の婦のことにて候  
へども、萬の事に心得あるべく候、哲夫成城、哲婦傾城、懿厥哲婦爲梟爲鴟、婦  
有長舌、惟厲之階、亂匪降自天、生自婦人、かくの如く詩經にあり候故、猶更女  
は言ずくなにして、外をいはず、女の才高く巧言なるは、亂のきざしにて候  
はずや、紂の姐己、幽王の褒姒、吳王の西施、獻公の驪姬、みな巧言令色にして、  
遂に國を亂し申し候、牝雞無晨、牝雞晨、惟家之索也と申し候へば、かへすが  
へすも、非なく儀なきの所を行ふべきことに候

(註) 第四條

〔一三一七〕 眞宗學則

心地觀經說四恩、一父母恩、二衆生恩、三國王恩、四三寶恩、初父母恩者、經云孝  
順父母師僧三寶、孝名爲戒亦名制止、人生如流、莫徒遺風樹恨、欲報父母恩、莫  
如學問、衆生恩者、夫一切衆生者、生々世々父母兄弟也、其恩不可不報、報之有  
道、莫如學問、國王恩者、天地四方山河大地草木國土衣食住、莫非國王恩、此恩  
廣大不可不報、報之有道、莫如學問、三寶恩者、現世鎮護國家、來世出離生死、无  
非三寶恩、三寶恩重、慈蔭四生、化育十方、等同一子、此恩至深至廣、不可不報、報  
之有道、莫如學問、世間出世有青雲之志者、常存知恩念恩報恩之心、則必得如  
志達焉、夫知恩有十德、一知恩者、大悲之本、二開萬善之初門、三名譽遠聞、四衆  
人愛敬、五富貴自在、六子孫長久、七諸願成就、八諸天加護、九死後生天、十終成  
佛道、故欲報四恩者、須立志學問、

(註) 「知恩」の條

〔一三一八〕商人生業鑑  
卷之三

一子出家すれば九族天に生ずとあり、律義な後生願の人、子供多ければ、せめて一人は出家させて、先祖の追善我が菩提をもとおもひ、子を出家にする人多し、尤殊勝なることろざしなり、其子道心堅固に勤れば、其徳顯れて貴人高位もこれを尊び給ふゆへ、現當二世の功德ともいふべし、

(註) 第八條

〔一三一九〕叢林集

如此三重ノ恐アルカ故ニ、且ク學文ヲ閣テ、マツ安心ヲ習ヒ、法儀ヲ本トスヘシ、有何不足乎、經ニハ是ヲコソ廣大勝解者トハ説タレ、又後世ヲ知ルヲ智者トスト云々、

(註) 「學問第一」の條

〔一三二〇〕日溪學則

今宗學者、勿學大藏中之三部、須學三部中之大藏、三部根本也、大藏枝末也、今之人、以三部爲小、以大藏爲大、可謂謬矣、八萬四千、多是對待之法、而光闡道教、分齊顯密一乘、猶爲之漸、況餘乘耶、略中今之學者、多謂今家教文不足、觀唯他是勤、及被窮逐宗義、不能加答、却毀宗教、而爲卑賤、非教之不高、已見之卑也、是故以學三部爲其業、以一代諸教爲之助、是真學者也、若不爾者、名利之標幟、何足爲真學、世間伎藝之類、何稱佛法、

(註) 「正學章第四」の條

## 解 説

前章に述べた如き、儒教主義に基いた江戸幕府の教化政策と、近世武人の脳裡から漸次佛教精神が失はれるに至つたこと〔二一六七〕とに依つて、江戸時代の武士の教育理想には儒教的要素が著しく濃厚となり、逆に佛教的色彩は減退した。〔五常五倫を理想とする教育は夙に中世末期から認められた所であるが、これらが江戸時代に入つてからは、武士の間に更に一般的なものとなつたのである。〕

かゝる現象は江戸時代の家訓中に明瞭に窺はれる。例へば、藤堂、貝原兩氏の家訓の如き、最もよくこの一般的傾向を明示してゐるといへよう〔二二六一・二二六二〕。保科、内藤兩氏の家訓中の孝悌〔二二六三・二二六四〕、同じく戸田氏家訓の忠恕・誠心〔二二六五〕又は酒井忠舉家訓の「伊勢より外、祈禱神佛共頼申間敷事」云々〔二二六六〕の如きは、土井氏の家訓が、五常を特に強調してゐること〔二二六七〕等と共に、江戸時代に至つて儒教精神が如何に強く武士の教育思想を支配してゐたかを表現するものに外ならないのである。

江戸時代に入るや、武士道觀念は益々理想化され、數多くの武士道論が出されるに至つたが、

言ふ迄もなくかゝる武士道は近世武士の教育理想の樞軸をなしてゐた。この點で戸田氏の家訓は最も抱括的に所謂武士道的教育理想を掲げてゐるが〔二二六八〕、彼等は利に聰きを排し、節義を重んじ恥を知る者を養ふを以て理想となしたのである〔二二六九・二二七〇〕。謂ふ迄もなく忠の徳は武士道の根幹をなすものであるが、而も近世武家の家訓に忠の徳が特に強調されてゐることは注目すべきであらう。保科氏以下多くの家訓が江戸幕府への忠誠を絶對視し〔二二七二・二二八三〕、井伊直孝遺狀〔二二八二〕の如きは、幕命が假令無理なものであつてもそれを遵守しなければならぬとしてゐるのはその著しい例であるが、中世以來の君君たらすとも臣臣たるべしとの理想が、この時代に入つてからは愈々強く武士の教育の理想となつたことはこれらに依つてもよく示されてゐる。確かに彼等にあつては、學問は常に忠孝との聯關の下に追求さるべきものであつたのである〔二二八四・二二八五〕。

近世社會の身分制度の確立は、この時代の武士の教育理想にも亦反映して、從來みられなかつた特別な目標が樹立された。武士たるものは、三民の上に立つ自負と責任とを持たなければならぬといふ教育方針が即ちそれであるが、その爲に彼等には特に峻嚴な教育が要求されたのである〔二二八六・二二八九〕。而してこの身分制度は同じ士分の間にあつても、彼等が各自の分限を知るところを以て理想となし、更に進んでは身分に依つて學問の理想が異なることをも強調せしめてゐる〔二

二九〇—二九三。

一四〇

江戸時代に文道が獎勵され乃至は文道が理想の對象となつた事は、必ずしも武道を全く閑却したことを意味するものではない。中世以來の文武兼備の理想は當代では寧ろ常識化されて居り、特に武道の強調された場合も亦尠くないからである（二九四—二九八）。併し乍ら泰平の世の持續と共に武道の位置は漸く變化し來り、之を江戸時代全般からみれば中世のそれとは可成り異つてゐることを示してゐる（二九九—三〇一）。

○ 武家の女子教育の理想も、男子のそれと同じく江戸時代に於いては全く儒教精神に依つて貫かれてゐた。「女は女の様なるが故」（三〇三）といふ思想はこの時代の普遍的なものであつて、所謂七去三從の教を體得し（三〇四—三〇八）、生家にあつては孝、婚家にあつては貞たることが理想とされてゐた（三〇九—三一二）。而してこの時代に於いては、女子の教養として『源氏物語』『伊勢物語』等の醸し出す風雅、風流といふことも多少は顧慮せられたが、それよりは寧ろ五常五倫の體得といふことが著しく前面に現れて來てゐる（三二二—三二三）。この時代の女性に對しては實用的教養と並んで一通りの文化的教養は要求せられてゐたやうであるが（三一四—三一五）、一般に知的教養は必しも高きを要求せられなかつた（三一六）。

この時代の僧侶教育の理想に就いては言へば、出家から在家へ、學解から信仰、悟證へ、中世

の佛教が偉大な轉廻を劃した結果は、近世になつて、僧侶教育の理想の上にも判然とあらはれて來てゐる。即ち特に世間世俗の生活と緊密な關係をもち、理想の眼は世間に還つて來てをり（三一七）、現當二世の功德利益が希はれたのである（三一八）。又前期以來信仰悟證といふ宗教の本質的内容への轉廻はこゝでも學解を擱て安心を旨とする訓へしめ（三一九）、而してその歸するところ、時の政治政策と相俟つて修學の期するところも亦宗學を中心とするやうになつたのである（三二〇）。

### 第三章 教育の施設

〔一三二一〕大猷院殿御實紀 卷十六

儒臣林道春信勝に、忍岡にて別墅の地五千三百五十三坪下され、學寮をいとなむべしとして、費金二百兩給はる、

(註) 寛永七年十二月の條

〔一三二二〕大猷院殿御實紀 卷廿一

儒役林道春信勝かねて學校建べしとてたまはりし忍岡の宅地に文廟をいとなむ、尾張大納言義直卿その事をたすけられて、聖像并四配の像、且先聖殿の字を書せられ扁額に造り、祭器若干さへよせられしとぞ、

(註) 寛永九年の條

〔一三二四〕大猷院殿御實紀 卷廿二

儒役林道春信勝始て忍岡の先聖殿にて釋菜を行ふ、

(註) 寛永十年二月十日の條

〔一三二五〕大猷院殿御實紀 卷廿三

御かへさに儒臣林道春信勝が忍岡の學寮によぎらせ給ひ、先聖殿にわたらせられ聖像御拜あり、こと更信勝に仰せて尙書堯典をも講ぜしめられ、信勝に銀、永喜信澄に時服かづけ給ふ、

(註) 寛永十年七月十七日

〔一三二六〕徳川禁令考 卷十四

五經講讀今度不殘事畢之趣達台聽候古來稀成儀に候之條忍岡家塾稱弘文院彌可勤儒業之旨依仰執達如件

〔註〕 寛文三年十二月二十六日、御制法

〔一三二七〕 昌平志

十一月置史館於忍岡、給脩史生支糧、

遜按、前是正保元年甲申、大猷大君命林信勝修撰本朝編年錄、自神武至宇  
 多、立紀凡五十九、爲卷四十、而桓武之季及大同弘仁天長四紀、正史殘闕、以  
 故蒐輯歷年、未及報成也、會遭國艱、姑停其舉、尋信勝卒、脩史之舉遂止、寛文  
 四年甲辰、嚴有大君特命林恕續錄撰次焉、執政美濃守稻葉正則、大和守久  
 世廣之、相模守土屋數直、内膳正板倉重矩、並領監修、乃置史館十五間、記庫書局具備於  
 忍岡、參政伊賀守永井尙庸監役事、松井信重副之、史館既成、給月糧九十五  
 口初給八十口、七年丁未、閏二月、以書未成、更增生員、加給稟糧十五口、并前凡九十五口、以充史生支養、於是恕及二子春信、信篤  
 略○中 姪勝澄 略○中 與學生野節、野詢 略○中 阪井享、伊庭春眞等三十餘人、分較編  
 纂、而恕實總裁之、是年十一月朔開局、略○下

〔註〕 寛文四年十一月の條

〔一三二七〕 昌平志

六年丙午五月、弘文館置規約職掌二制、

遜按、設科凡五、曰經義、曰史學、曰詩文、曰博讀、曰皇邦典故、又置大員長、左右  
 員長、員實、員持、員秀、員萌等諸職、林春信爲左員長、弘文館置規約職員、昉於此、

〔註〕 寛文六年五月の條

〔一三二八〕 常憲院殿御實紀 附錄卷中

元祿三年七月、弘文院信篤をめして、その家の孔席は私造にして、規模狹隘  
 なるのみにあらず、寺刹に逼近して、崇聖の御素意にかなはず、こたび新に  
 城北神田臺の地に引うつされ、公より御構造あるべき旨仰下され、老臣松  
 平右京大夫輝貞を惣督とし、蜂須賀飛驒守隆重に助役命ぜられ、同十一月



大成殿の三大字を御染筆ありて、あらたに掲べき旨仰下され、御自畫の聖像をも下したまはりぬ、明る四年二月落成により、老臣はじめ忍岡にまかり、聖像を大成殿に遷し奉り、その月御参あり、御拜はて、釋菜の式ども見そなはし、御みづからも講書なし給ひ、年毎祭奠及び番衛の者の費用とて、祠田千石下し賜りぬ、そのうち年々御参拜絶ることなし、六年八月に至り、釋菜の式兩度に定められ、春丁には大駕臨ませたまふ事もあり、萬石以下のものは、秋丁にまかりて拜觀すべき旨命ぜらる、是よりさき神田麩の地を、かの魯國に准へて昌平坂と唱へ、相生橋(一説芋洗橋)を昌平橋と唱ふべきよく令したまひ○下略

〔一三二九〕常憲院殿御實紀 卷廿三

時に新廟成功し、祭式全く備り、ほとんど崇尊の御素意にかなふ、今より永く祭費用のためとて、祀田千石をよせたまひ、かつ前にたまはりし學糧は、

故のごとく給ふべき旨仰事ありて、信篤謝恩し奉る、

(註) 元祿四年二月十一日の條

〔一三三〇〕波明院殿御實紀 卷廿四

けふ令せられしは、昌平坂聖堂釋菜ある時は、そのかみみづからも参拜し、品々進薦せし人々ありしに、いつとなくその事絶て、今はまうづる人もいと少し、この秋の釋菜より初て、むかしのごとく春秋二度ともに、その志ある者は、ここにまかせ参拜するとも、又は進薦の品獻ずるともなすべしとなり、

(註) 明和八年七月朔日の條

〔一三三一〕常憲院殿御實紀 卷廿三

儒臣林弘文院信篤東髮命ぜられ、從五位下に叙し大學頭と改稱す、

(註) 元祿四年正月十三日の條 ○弘文院の稱號は寛文三年十二月二十六日に與へられてゐた

〔一三三三二〕常憲院殿御實紀 卷廿三

儒臣林大學頭信篤講筵初あり、聽衆老臣、所司代はじめ諸有司、慰斗目麻上下を着して出座す、

(註) 元祿四年正月二十九日の條

〔一三三三三〕昌平志 二

是年林信篤講經於仰高門東舍、

遜按聽者凡可三百餘人、士庶咸與焉、舍不能容、至有席地而聽者、信篤退謂其徒曰、我講說有年矣、而人衆盛多未見、如今日、實文教所致也、講經於仰高門東舍、於此、

(註) 元祿四年の條

〔一三三四〕常憲院殿御實紀 卷廿五

昌平坂文廟に御參あり、よて三日以前より潔齋したまふ、大久保加賀守忠朝、阿部豐後守正武、土屋相模守政直、加藤佐渡守明、英豫參し、柳澤出羽守保明先導し、山名信濃守泰豐御刀、小泉兵庫養正御沓の役す、豐後守政武、相模守政直は、奉帳の事つかふまつる、儀刀一口、馬資金一枚、奇南香一木、御進薦あり、御拈香ありて、儒臣林大學頭信篤幣帛奉り、神酒きこしめし、告文よみて後御拜あり、退かせ給ひ、ふたゝび假閑にのぞみ給ひ、釋菜の式御覽あり、その儀注は去年二月十一日にかはる事なし、事はてゝふたゝび行殿にならせ給ひ、御みづから、論語學而篇を講じ給ふ、ありあふ輩ことゝく拜聽をゆるさる、畢て大學頭信篤に銀百枚、二種一荷、母に縮緬廿卷、妻へ十五卷、七三郎信充、百助信智并に女子へ十卷づゝ、同族又右衛門信如へ時服三、信篤門人より出し、儒員大河内新介良資、安見文平、元通、伊庭五大夫、豐祥へ一襲、目安、讀坂井伯隆、政直、深尾春庵、永常へ銀三枚づゝ、その外の徒弟に五十

枚下さる、出羽守保明が家臣二人も釋菜にあづかりしによてをのく銀賜ふ、

(註) 元祿五年二月十三日の條

〔一三三五〕昌平志

二年丁酉七月、令學生輪日講經於仰高門東舍、

遜按、講生員輪流日講書止四書、午停、令士庶農商咸與聽焉、每月季簿錄其姓名、以

上於官、每歲起講於正月十八日、罷於十一月十日、其間自非三仲丁祭、及佳節三名日、及夏月曝涼書籍、不敢闕講、他遭國喪、及大駕徑途、及修理營繕、不在此限、寬政己未、鼎新廟制、改革、慶政、明年甲申四月、開講亦依前法、廟學置日講生、昉於此、

(註) 享保二年七月の條

〔一三三六〕德川禁令考 卷二十四

來月より林家之者於聖堂講釋有之候組中より聽聞之儀心次第に而急度

被仰渡候筋には無御座候組より願候は、勝手次第參候様にと申渡候様  
大學被申聞候、

(註) 享保三年八月十二日、「三宅大學頭申聞」

〔一三三七〕德川禁令考 卷二十四

於聖堂講釋長之日ハ御旗本半之日ハ陪臣町人罷越承之候處段々承候者  
人少ニ付林大學頭相願候故御旗本并陪臣町人共ニ同日ニ承候筈ニ罷成  
候之間勝手次第ニ可致之由ニ御座候此趣急度被仰渡候ニ而ハ無御座寄  
々咄候様ニト之儀ニ御座候以上

(註) 享保五年六月六日、「三宅大學頭申聞」

〔一三三八〕昌平志

寬政二年庚戌五月、連辟柴野邦彦、字彦輔、號栗山岡田恕、字子強、號寒泉並佐學政、明年三月、

加給學糧

遜按、頃歲學政弛廢、師道闕疎、雖守舊規、亦多宿弊、今大君始正統位、銳意治道、凡頽墜之宜振作者、莫不盡興焉、次至庠、爰詢及師儒、連辟柴野邦彥、岡田恕、並居學職、邦彥等乃與學官林信敬、議修分規約、改革宿弊、於是四方生徒稍々來學焉、明年三月、特加學糧五口、併前凡百口、支養生徒、以其餘錢新購學本、別賜三十口、於信敬、以充塾糧、儒員佐學政及夔學家塾各給支糧、並昉於此、

〔一三三九〕昌平志

是月始命儒臣開闡聽堂、考試朝士及子弟、大夫士以下、至於卒隸、凡列於朝籍者、皆許就焉、但不許職在醫卜優俊者、

遜按、林信敬、柴野邦彥、岡田恕、尾藤孝肇、並典考、監察官中川忠英、森山孝盛、並監試、其試格完設四科、經義、史學、詩格、作文、應試者二百八十人、各以所通預達於官、官令考官從其所通各試焉、場作四局、紙票科名、典試、即典考、監試、諸官、匣盛試目於前、試人以次進、詣於匣所、認料採一退、就各局經止講說、講止易、書、詩、四書、孝經、小史、用墨、

義、切禁懷挾口授、考試既訖、起於是月十三日前、後八日驗月而畢、典試閱卷累日、準比程式、批定甲

乙、黜其文義舛戾、詞理紕繆者、併上之官、此法有故不行、明于令、改試格、開闡聽堂昉於此、

〔註〕 寬政四年九月の條

〔一三四〇〕德川禁令考 卷二十四

寄合布衣已下御役人御番衆小普請之面々御目見以下之者迄當人并總領厄介等且布衣以上御役人者總領厄介計以來年々於聖堂學問吟味有之候間去年中被書出候分并其已後學問修行有之分共不洩樣丑年正月中迄可被書出候尤書出有之候科之書目ハ何方好候而モ差支無之樣兼而御達可被下置候

一同斷ニ付十五歲迄之者四書五經何方ニ而モ素讀出來之分是又御書出可有之候

一右被書出候認振之儀者諸事亥年相達候通可被心得候尤上藏半紙豎帳

二而御書出有之候

右之通對馬守殿被仰渡候間其段御心得不洩様御書出可有之候尤已來年  
年別段ニ御通達申間鋪候間毎年二月定例之儀ハ御心得御書出可有之候

(註) 寛政四年十二月十二日、學問吟味についての達

〔一三四一〕昌平志

九月十八日詳定學政始置學規職掌二制、

遜按、學規五則、一曰入學、僧道、商工、樂伎、優雜、及離絕君父、偽冒姓名、不道鄉貫、而竊籍他邦、二

曰行儀、學校是育材首善之地、而教化所由附焉、宜篤實退讓、必信必禮、勿議國政、勿失成憲、切禁遊惰驕傲、

起、三曰修業、經史作文、各因其材、而造就亦須由四書小學、尤禁敗俗非聖、四曰講會、討論義理、

須必有依據、切禁無稽臆說、作詩、五曰放繳、學問啓闡、嚴限晨昏、牌具姓名出入、必信放於卯時、繳於酉

職掌八條、曰員長、二員、掌教育生徒、每曰司監、攝司儀二員、掌勸游惰稽曰司講、無定員、

解師、或爲司塾、曰司計、攝司器二員、掌會計、曰司籍、一員、掌曰司漏、一員、掌曰司記、一員、掌曰司

賓、二員、掌應接賓客、及又、以學糧羨錢、購求經史、以爲學本、置學規立職員、貯學本

助於此、

(註) 寛政五年九月十八日の條

〔一三四二〕文恭院殿御實紀 卷十五

けふ學問所にしてはじめて素讀吟味あり、祿賜はるもの都て六人、此後と  
しく試らる、

(註) 寛政五年十一月二十九日の條

〔一三四三〕文恭院殿御實紀 卷十五

令せらるゝは、聖堂にて學業試給ふは、専ら周旋し給ふ厚意なれば、試み受  
るもの、又其ほかのものとても、熟業は猶更、相應に了解せしものは、遺漏な  
く取調べあぐべし、もし洩るものあらば、頭支配の失意なるべし、よくく

調べあげ、子息、厄介までも遺念なきよふに沙汰し、試の上は少老の對話もあるべしと示さる、

(註) 寛政五年十一月二十一日の條

〔一三四四〕近藤守重事蹟考 第三

守重初め山本北山の門に入り、漢學を修め、同學の士と謀り、白山義塾を開き、自から教鞭を執りて子弟を薰陶し、學識大に進む、是時に當り、老中松平定信、大政に參與し、凡百の制度、大に更革する所あり、昇平坂聖堂の學制を擴張し、寄宿寮を設け、或は日講所を開き、文學漸く振興す、寛政六年二月學問試験を聖堂に行ふ、守重亦受験生の一人として出頭し、經義辯書二條、歴史二條、策問一條、紀事文章二篇、復文一篇、都て五回の試験、皆最優等を占めて及第し、褒詞を蒙る、

(註) 「學業及著述の條」

〔一三四五〕徳川禁令考 卷二十四

布衣以上御役人并寄合布衣已下御役人御番衆小普請之面々御目見已下之者共惣領二男三男厄介迄一統十五歳以下之者十一歳迄ハ四書五經十歳以下八歳迄ハ四書七歳四書孝經之内二部以上素讀出來候分御書出可有之尤右從部數書物數多讀覺候ハ、其段も御書出可有之候右之定不揃ニ候ハ、御書出に不及候

一七歳以下ニ而御褒美有之候者十歳迄之内御定之書物揃候ハ、御書出可有之候十歳以下ニ而御褒美有之十五歳迄定之書物揃候ハ、是亦同様被御心得可有之候

但四書五經之御褒美相濟候者ハ以來御書出ニ不及候尤其後學問出精辨書等出來候程ニ相成候ハ、學問御試之節御書出可有之候

一惣而素讀御吟味ニ罷出候而御褒美無之者ハ十五歳滿候迄年々御書出可有之候

(註) 寛政七年九月廿七日、森川主膳、矢部彦五郎達

〔一三四六〕文恭院殿御實紀 卷廿三

けふ素讀吟味の事令せらる、これまでは幼年のもののみ出しが、今より十七歳より十九歳までの年齢と定めらる、

(註) 寛政九年十一月二十日の條

〔一三四七〕日本教育史資料 卷十九

此度昌平坂學問所御普請出來ニ付當夏中ヨリ兼テ被仰出候通御家人ノ輩御教育可有之候間學問修行ノ志有之モノ共ハ勝手次第可有入學候委細林大學頭并御目付小長谷和泉守羽太庄左衛門且尾藤良佐古賀彌助へ承合可申候 一於學問所定日ノ講釋并仰高門内ニテ日講ノ儀モ前々ノ通有之候間承度面々ハ勝手次第罷越候様可致候右之通萬石以下ノ面々

へ可被相觸候四月又令ヲ出シテ曰ク學問所稽古ノ儀御目見以上并以下共通候テ學候儀可爲勝手次第候部屋住厄介等ノ内修行ノ志厚寄宿候テ稽古イタシ度願候モノモ候ハ、可任其意候 一通ヒ稽古并寄宿願候共林大學頭且掛リ御目付并御儒者ノ内へ申通シ候上自身學問所ノ玄關へ罷越姓名短冊差出可申候但寄宿願ノ儀ハ尾藤良助古賀彌助ノ内へ得ト承合候テ勝手次第ト挨拶ノ上短冊差出可申候 一通ヒ稽古寄宿共頭支配へ伺候様ニテハ手重ニ相成候間人々ノ了簡次第直ニ申込候テ挨拶有之上一通頭支配ニテ承置候様可致候 一稽古所ニテ夫々定日相立且毎日素讀モ有之候筈ニ候 一稽古ノタメ學問所へ相越候モノハ何レモ羽織袴ニテモ不苦候三千石以上寄合ノ面々タリトモ供人省略手輕ニ往來可爲勝手次第候 一近來物事手重ニ相成何事モ手數掛リ候風儀不宜候學問稽古ノ儀ハ一統ノ爲ニ相成候様トノ厚御趣意ニモ候間頭支配並父兄ノ者共モ得其意諸事學問所限ノ儀ト相心得外々ノ無差支様取計可申

候

(註) 寛政十二年三月、布達

〔一三四八〕日本教育史資料 卷十九

- 一 講釋毎日四時ヨリ九時マテ有之事
- 一 聽聞人貴賤ニ限ラス來リ掛リ次第可相通事但シ無袴ノ者ハ不相成候 席分ハ押木有之事
- 一 著座後物靜ニ可致事但シ講釋中供ノ者ハ御門外へ拂置候事
- 一 朔日十五日廿八日五節旬ハ休日ノ事但シ臨時休日ハ御門外へ掛札差 出置候事
- 一 出席ノ面々自身姓名ヲ帳面ニ記シ可申候御役名頭支配肩書ニ認メ部 屋住等ハ父ノ姓名御役名等可認事但シ陪臣ハ主人ノ姓名ヲ記シ浪人 百姓并町人等ソノ譯肩書ニ可認事

(註) 寛政十二年仰向門日講定

〔一三四九〕徳川禁令考 卷二十四

學問所御座敷講釋聽聞出席候者萬石以上嫡子布衣以上以下惣領厄介御 目見以上以下共勤仕不勤之無差別聽聞可罷出處近來出席少に而且日講 所之方陪臣浪人百姓町人共可罷出處是又同様出席も無數相聞候間當五 月中申達候得共兎角名義而已に相流居畢竟厚御趣意を等閑に相心得如 何之事に候猶又此度被仰渡候趣銘々相守御用向當番或は難去組用之儀 は致方も無之候得共可成丈定日罷出聽聞候様尤兩御番中小十人小普請 等之小身もの或は次男三男厄介等供連は格別に相減最寄相番又は相弟 子申合最合候而も不苦可成丈手重に無之實意に出席聽聞致候様其頭支 配より厚申達格別御教育有之儀を等閑に不相心得候様可致候事

(註) 天保十二年正月、「攝津守殿被仰渡」の條



〔一三五〇〕日本教育史資料  
卷十九

學問所書生寮之儀御再建以後一棟御建足し有之稽古人引請申候所近來段々人數相増し只今之間數にては四十人程ならて差置候儀不相叶此上相願候者も有之候得共相斷候外無之候元來右寮は浪人陪臣共にて自分賄を以修業仕候事故居所さへ有之候得は外御入用は無之儀に御座候勿論此後無際限多人數引請候儀は地面も差支教授も相届き申間敷候得とも只今有來候寮の南明き地丈け二階付にして今一棟御建足し被下候はは今三四十人も差置候儀可相成然時は七八十人程を定數に仕外々にても自つから心得居候様可仕奉存候御教化追々諸國えも相聞へ遠國より罷出候者不絶御座候所五十人にも相滿不申寮塞候途空く差返し候儀餘り狭小にも相響き幸明地面も少々有之候間諸國へ相聞へ候ても不苦程之定人數住居可仕寮に相成り永々之規則立置申度奉存候

(註) 弘化四年十月、「學問所之儀に付申上候書付」の條

〔一三五二〕日本教育史資料  
卷十九

- 一 入寮之上者陪臣浪人之無差別取扱候間左様可相心得候事
- 一 平生恭謙退讓を守り講習可致候黨類を結ひ口論等決して致間敷候事
- 一 在寮之義は十二ヶ月を期限と相定引續留學之義は可爲差圖之上事
- 一 重立候義は舍長より直に可相達候得共別に齋長も立置候間其懸り之寮生は諸事其差圖を受可申候事
- 一 每朝夙興袴着用會食處にて一禮いたし夜五ツ時より勝手次第に休息可致事

- 一 舍長部屋へ帳面差出候間出入の節は刻限相記尤舍長へ一禮可致事
- 一 外出之義一ヶ月に十日之外不相成候但し主用に付願出候節は時宜に  
より可差許候事
- 一 御門限暮六ツ時にて遅刻不相成候事但し御成先にて被差留或は主人  
用向又は父兄並自身急病之節其譯明白に相立候得は可差許候尤疎き

親類知音病氣等申立候義不相成候

一下宿之義父兄並自身病氣之外不相成候事但し明白成用事にて其筋より掛合有之候節は差許候

一祭禮又は物騒敷日は御門留同様に可相心得候事

一遊戯群集之場處えは罷出申間敷事

一御場處中たりとも出入共舎長え相届け可申事

一講習之外雜談致間敷事

一於寮中禁酒之義堅く可相守事

一病人之外自分寮にて食物取扱候義不相成候事

一退寮之義教授より申渡候節一言之申啓き致間敷事但し申出度義有之候得は其頭々又は主人より表立可申出候

右之條々堅可相守候若違背におゐては退寮可申付候

(註) 學問所寄宿寮の「定」

「二三五二」日本教育史資料  
卷十九

學問所諸稽古之儀是迄素讀教授より諸會業夫々有之經義研究を始め漢土歴史取調候儀課程相立春秋試等夫々引立方仕且又皇朝之古典慶長以來御創業之御事蹟其外刑名之類外國之事件等事務に應し候儀も心懸候様爲仕候へとも此度猶又手廣に夫々課目相定め大凡之學科組立教授方始引立筋取扱候役々え夫々申渡大綱之處は御儒者に而總括仕専ら取立方爲骨折罷在候儀に御坐候就而者通稽古人寄宿稽古人會業を始め先達而被仰出候諸向八歳以上之者讀書之儀三千石以上之面々平稽古人打込稽古勤仕並寄合同斷稽古仕法等御儒者共申談夫々順序相立何れも時務に御用立候仕込方專一之見込を以稽古爲取掛申候但經科者五經三禮四書小學と取極漢土歴史は正史編年紀事本末之類をも相兼此外刑政科者和漢歷代之制度沿革并外國之形勢等取調本朝史料者王室之治亂より慶長元和之御創業より御治世之次第迄取調候積り夫々會頭申渡日々無間

斷稽古仕候儀に候輪講會讀之書名は順序を逐ひ修行爲致候儀に御坐候將又科目之儀は此外追々増益仕候儀に御坐候得共此度人材御教育筋御引立方差向當時取掛り居候仕法を申上候儀に御坐候別冊相添此段申上候以上

學問所修業次第

素讀所

日々有之

五節句八朔并五十の日釋奠習禮より御當日翌日迄休

幼年之者四書五經小學素讀稽古相始候者は先此場所え罷出候事、大學より小學に至迄七等に分け一等毎に十人程を一纏めに致し幹事役壹人並佐壹人つゝ相立修業の儀其外作法之取締等惣而爲致候事、幹事役并佐は五經素讀致し候年倍之者にて人體相撰み申渡候事、十人程一纏に相立候上は素讀之成熟に寄座順等相定候事但座順は勤惰に寄上下致候儀も有之候事

復習所

二七三八五十の日

素讀稽古罷出候者は迄讀習之書物復習爲致候事、復習之節勤惰相改次第に寄夫々之品等上下致候事、時宜に寄毎等一纏に致し輪讀或は取讀等爲致候事

初學所

日々有之

四九の日五節句八朔并釋奠習禮より御當日翌日迄休

素讀相濟候者は此場所え罷出左傳國語史記漢書等順に獨り讀み致し疑字等相尋或は蒙求十八史略等習讀致し疑義質問或は小學等講釋承り又は詩文之點削等致し遣し候事

講釋

御座敷稽古四九七の日稽古所一六の日日講所日々有之

五節句八朔并釋奠習禮より御當日

日翌日迄休

御座敷稽古所仰高門日講所に於て有之聽聞人夫々割合罷出候事

諸會業 毎月夫々有之

初學所え罷出候者夫々學力之次第に寄諸會え割入れ最初小學會え入れ夫より四書夫より五經或は左傳より順に修業爲致旁漢土歴史を始

め刑政等の會業え資質學力に寄割入研究爲致候事但年長して罷出候者は其學力之次第に寄直に諸會え割入候儀も有之候事  
諸試業

幼年之者より學力之次第に寄夫々吟味之差別有之候事

諸會業學科概略

一經科 右經科之儀日割取極輪講相立四書五經三禮何れも一經つゝ取掛り相濟次第猶又一經相始循環稽古仕小學は専ら初學之者え教導を主と仕是又卒業次第猶又相始無間斷會業相立申候

一漢土史料 右者正史編年紀事本末等會讀仕候事に御座候尤右者稽古人會讀は初學一ト通り之者之儀にて其内學業可也取廻し候者には治亂之源委制度之沿革等疑義難問時々御儒者共より差出爲取調候儀に御座候

一本朝史料 右者六國史三鏡日本史之類より御家御事蹟記録之書冊

等を熟究爲仕治亂之次第者勿論故實之考證等取調候儀に御座候

一刑政科 律右者唐律明律清律本朝之律令格式并鎌倉以來之故實を

も相兼爲取調古今疑獄之類難問差出評議書取等爲仕候儀に御座候

外國右者瀛環志略海國圖誌之類其外各國之政態に關係致し候書類

取調候儀に御座候 詩文右者初學所え稽古罷出候者より登科以上

之者迄文字之差働或は書取物等修業之爲めに稽古爲仕候儀に御座候

右者當時相立居候學科に御座候其外刑政科之分は左之通

天文 地理 習字 算術 物産 有職故實

右六科之數追々師範之者見立稽古人之内執心之者え修業爲仕候見込に御座候

(註) 安政三年正月八日、學問所「學政御更張之儀に付申上」の中「學問所條修業次第」の條

〔一三五三〕徳川禁令考  
卷二十四

來已春中於學問所吟味有之候諸事前々之趣相心得學問心掛候者は罷出候様可致候

右は河内守殿御渡に付申達候

一學問吟味に付布衣以上御役人は惣領次男三男厄介且寄合布衣以下御役人御番方小普譜之面々御目見以下之者は當人并惣領次男三男厄介等迄一統書出尤書出方之儀は別紙短冊之通御認三枚宛御差出之事

但厄介之儀は其家に居候者は格別他より引請養育いたし候者は續之品引請候譯下札を以委細御申聞可有之候

一吟味書物定并可致辨書數等之書付學問所に而可相達候間初而吟味罷出候者は當人直に學問所玄關江罷越書付請取難相分儀も有之候は、學問所勤番組頭江可被致對談候

但右問合使者に而申遣候儀勝手次第之事

一吟味請候經書註本相定有之候に付夫に而致辨書候上は學派書加候に

不及候間右之趣相心得短冊可被差出候事

但無本に而吟味無之事

一辨書認方不案内之者は吟味當日手本差出置候事

一是迄吟味罷出拜領有之候分は書出に不及候之事

一十月晦日迄御差出尤有無共御申聞候事

一頭替名改其外相替儀有之候は、其都度々々引替短冊御差出可有之候

但部屋住厄介等も同様御心得可有之候

右は諸事去る子年之趣に御心得御書出可有之候依之申達候以上

短冊寸法

幅五寸 竪九寸

何役  
何御番  
小普請

何之誰  
支配敷

何之誰

總領  
次男  
三男  
厄介  
何之續敷

何之誰

辰何歳

一初場 小學 本註

右御試受可申候 右御試難受候は、右出來不仕候旨認

一經義科 何々何註何傳

右之通御試受可申候 斷同

一歴史科 何々何々

右之通御試受可申候 斷同

一文章科

何役浪人歟

何之誰家來

右御試受可申候 斷同

何之誰門人

右何年何月入門仕幾年稽古仕候且師範之者 病死斷絶 歟其後誰門人に相成申候以上

右之通御目付より達有之候間寫差進申候御承知之上御出之有無來月七

日迄に可被申聞候御出も有之候は、短冊寸法并認振之通り御認四枚宛是又來月七日迄に御殿江御差出可被成候且右之段御組合御勘定方其外御支配中江は各様より御達可被成候廻狀早々御順達留り之御方より御返却可有之候

(註) 天保三年七月、「中島平四郎村井榮之進達」日附、署名略

〔一三五四〕慶喜公御實紀

文學之儀是迄も厚く御世話有之候得共猶又御引立之爲、向後御旗本、御家人之面々、當主は勿論、次男三男厄介に至る迄、年齢八歳より以上之者は、學問所江罷出、讀書可致旨被仰出候間、親共は勿論、頭支配おゐても御趣意相心得、厚世話可被致候、委細之儀は、林大學頭、林式部少輔、坂井右近將監、掛り御目付可被談候、

右之趣、向々江可被達候事、

(註) 慶應三年正月廿八日の條

〔一三五五〕徳川禁令考 卷二十七

右安元儀此度相願右之場所に而醫道致講釋候御醫師之子弟并陪臣醫町醫惣而醫道志之輩右學館江罷越候儀勝手次第之事

(註) 明和二年十二月七日、「醫學館取建ニ付御觸書」

〔一三五六〕日本教育史資料 卷十九

官ヨリ神田佐久間町二丁目司天臺ノ舊地ヲ借セラレ始テ醫學館ヲ造リ  
○中 躋壽館ト名ヲ命ス其結構ハ表門アリ 外來ノ者此ヨリ出入ス和泉橋東ノ河岸 裏  
門アリ 館中常住スル者はヨリ出入ス即余カ家ノ中門アリ 生徒往來コレ 擬泮水并橋アリ講  
堂アリ 内ニ神位アリ朝夕講説 客廳アリ 諸生ヘ法令ヲ掲告シ又ハ 食堂アリ 諸生コ、書庫ア  
リ 醫書ニ限ラス 藥園アリ 時節ヲ以テ草 學舎アリ 常住ノ諸生 游息軒アリ 外來ノ生徒此所ニ  
群書ヲ置ク 木ヲ培養ス

ス上ノ間ハ官醫中ノ間ハ列國 都講學舎アリ 教授學舎アリ 都講教授ノ憩フトコロ 此外總  
醫員下ノ間ハ市井醫ト定ム 理等ノ居宅アリ館主ハ裏門ノ内ニ住ス教導ノ方ハ本艸經素問靈樞難經  
傷寒論金匱ノ六部ヲ毎日輪講ナサシメ都講コレヲ折衷シ其他ノ書ヲモ  
輪講シ更ニ經絡鍼灸診法藥物醫案疑問六條ノ會ヲ設ケ各々ノ都講コレ  
ヲ教導ス醫案疑問ハ文辭ニ預リ其餘ハ皆事ニ就テ之ヲ傳フ診法ハ鄙賤  
ノ治ヲ請フ者ヲ都講先診シテ其後諸生ニ診セシメ習熟セシム其講例ハ  
諸書皆原文ヲ用ユ解説ハ一家ノ注ヲ定メテコレヲ取り講師己ノ所見ヲ  
説トキハ據トコロノ解説了テ後之ヲ及ホスナリ其人ニハ總理アリ 學政一  
ル儒士井上蘭臺ナトコレ 都講アリ 講會ノ事ヲ 教授 毎朝句讀 藥園監アリ書記アリ學  
ニ充テラレシコトアリトソ 治學兼備ヲ上等トシ治不足ヲ下等トス 辨事アリ 館中一切藥物書籍 童  
舎諸生ハ三等ニ分テリ 治學兼備ヲ上等トシ治不足ヲ下等トス 辨事アリ 館中一切藥物書籍 童  
子アリ 驅役ニ各其任ヲ守ル其規條ハ講堂都講學舎諸生學舎食堂文庫各其  
壁ニ揭示セリ其藏書ハ古今醫書ヨリ經史子集ニ至ル迄コレヲ藏蓄シ總  
理コレヲ司リ生徒ノ借覽ニ備フ其祭祀ハ春秋二仲ヲ用ユ

(註) 「時還讀我書續錄拔抄」の中舊幕府醫學館の條

✓ 「二三五七」徳川禁令考 卷二十七

一當午年二月中旬より五月中旬迄百日之内教育興行に付右諸醫家若年之輩出席或致止宿教育請度輩は陪臣は其家之役人差添正月晦日迄に醫學館江罷越學館役人江懸合請人を立書付を差出之上に而教育可請候事

一百日之内於醫學館講釋會讀に致候書面之儀は本草靈樞素問難經傷寒論金匱要略に而候右六部之書醫書中之古書に而何れ之流儀たり共醫學之基に候間醫家子弟講説を遂承不申候而は相濟不申事に付致日割置百日之内に何も全部承遂させ候様規則を立置候事

(註) 天明六年正月十三日、「醫學館教育仕法之儀御觸書」第一、第四條

✓ 「二三五八」徳川禁令考 卷二十七

多紀廣壽院於醫學館毎年百日之内諸生教育之儀當分相止候以來日々講書等有之候間陪臣町醫等も勝手次第罷出可致聽聞候

(註) 寛政三年十月、觸書

✓ 「二三五九」浚明院殿御實紀 卷十二

この日令せらるゝは、奥醫多紀安元元孝が乞によりて、神田佐久間町に醫學館(躋壽館と號せり)新築をゆるされしにより、官醫の子弟及び藩醫市井醫までも、すべてこの道まねばんとするものは、心のまゝにかしこにつきてまねぶべしとなり、これは元孝とし頃、醫術は人の生死にかゝれば、もし未熟能學の醫多き時は、横天をまぬかれずとて、醫學を興造し、教導に堪べき才力をゑらびて、醫政をさだめ、未熟のともがらをひきて、もはら習業せしめむことをおもひおこし、しばく建白せしかど、ゆへありて採用せら



れざりしが、ことし御ゆるしかうぶり、はじめて志願をとげしとぞ聞えし、

(註) 明和二年十二月四日の條

〔一三六〇〕 溫恭院殿御實紀

和蘭醫術之儀、先年被仰出之趣も有之候得共、當時廣く萬國之所長を御探用被遊候折柄に付、御醫師中も有志之者は、和蘭醫術兼學致し候而不苦候、

(註) 安政五年七月三日の條

〔一三六一〕 德川禁令考 卷二十七

種痘所之儀以來 西洋醫學所

右之通相唱候事

(註) 文久元年十月廿五日、「種痘所改唱之事」の條

〔一三六二〕 德川禁令考 卷二十四

寛政五丑年和學講談所并文庫取立の儀に付裏六番町小泉新三郎上ヶ地の内三百坪願の通拜借地被仰付候段寺社奉行脇坂淡路守申渡同七卯年九月六日和學永續爲御手當馬喰町三丁目小傳馬町三丁目龜井町橋本町壹丁目川通にて上納地一ヶ所被下置地面の儀は町年寄方にて預り罷在壹ヶ年取立金五拾兩つゝ町奉行より相渡候筈松平伊豆守殿以御書付被仰渡候段寺社奉行青山下野守申渡同日和學講談所の儀已來林大學頭支配に相成和學御用筋の儀相勤候様堀田攝津守殿御書付を以被仰渡同十午年六月九日北品川にて板木置場地所千六拾坪餘拜借被仰付候旨堀田攝津守殿被仰渡候段林大學頭申渡享和三亥年六月惣祿に相成文化二丑年正月十六日裏六番町拜借地返納表六番町小林權太夫屋敷八百四十坪餘拜借願の通被仰付候旨寺社奉行水野出羽守申渡

(註) 寛政五年七月、「和學講談所取建」の條

〔一三六三〕日本教育史資料

卷十九

同十二月○寛政七年 白銀十枚を給ふこれよりさき群書類従のうち板になりたるもの若干巻を奉るか故なり同十年五月開板のかたき納へき庫たつへき敷地にとて品川村のうち御殿山の下なる地千六拾坪をかし給はる○中略 同十二月○寛政十一年このころ學問所にて撰はせらるゝ所の孝義録を校正し假字のつかひさま詞ののべやうなと改へき仰ことありてあまねく校たゝして功なりにたれはやかて開板なる又ことなる仰ことによりてこの年より門人を京師にのほらしめ諸家にひめもてる名記を寫さしめ書あらためて紅葉山の御文庫に納む年を追て數百部に及ぶ其草稿をは家に納ることをゆるさる當時かくはかり家々の日記を納めもてる人絶て有ことなし又日本後紀は世のなかに久しく絶て傳はらさりしをさきに京都の名家よりもとめ出されてかたきにゑらしむすへて十巻あり全部の五分か一なりといへともなほ六國史の員備はることは今の御代とな

りてこの時はしめなり令義解百鍊抄などをよくかうかへ正してともにかたきにゑりて世にひろく行はしむこのほか國史格式なことくく校正してなほ追て上木の功をくはたてらる○中略 同五年六月○文化五年 宇多帝仁和三年よりこのかた正親町帝慶長八年までの間實録修めらるへき料あみて奉るへき由仰こと有てこれを史料といふ御家に侍ふ人の内にて門人のさるへき者あまたをさへそへ給ふ又そのついでをもて武家にかゝれるもの職名文書兵器となへてあるへき名目をも類聚し奉るへきよしをも命せらる○中略 文政二年群書類従六百七十巻かた木の功なる年ころの願望はとけぬ國開てより後かく大部の書上木せしことこれにこゆるものなしこれよりさき續集のくはたてありて年を追て奇書多く集りすへて一千八百部にいたる前編千二百七十部餘合せて三千餘部なりつゝきて上木の功をおこされんとす○中略 凡大人にしたかひをしへを受るなかに術を得たる人すくなからす屋代弘賢松岡辰方稻山行教石原正

明なとことにその旨を得し人ともなり

(註) 「温故堂稿先生傳」の條

〔一三六四〕日本教育史資料 卷十九

和學所に於て和學稽古之義一昨戊年十二月塙次郎死去仕候後は重立引立仕候者無之候に付昨亥年十一月吉田信之助其外之者共より和學稽古會頭并會頭介之義夫々申上置之趣を以相達爲取扱候處其後追々稽古人相増前々の姿にては引立方何分行届兼候に付向後日々稽古相立候様可仕と奉存候就ては是迄私共手限にて調物御用出役の内より夫々掛り役相達稽古人取締并取調等の義兼勤取扱來候へとも稽古日被相立候様相成候ては右出役掛りの者兼勤にては取扱向行届兼候間調物御用の義は除切候もの無之候ては不相成義に御座候

(註) 元治元年二月、「和學所手傳出役之義に付申上」の條

✓〔一三六五〕温恭院殿御實紀

武術修業之儀は、兼々相達置候通、彌出精可致候、就中砲術之儀は、異國船防禦之要術に付、四藝同様修業可有之候、諸流之内、西洋打方之儀は、近來開け候事に付、いまだ習熟致し候者も少く候處、今般内海爲御警衛、西洋法に寄、御臺場御取建相成候は、其法術をも手廣く可被成置、御趣意候間、其心得を以、西洋打方習熟之もの江申談、諸流同様稽古可致候、修業之道は、銘々心掛方に寄、及熟達候事も可相成儀に付、致稽古候上は、何も無懈相勵候様可致候、

(註) 嘉永六年九月廿五日の條

〔一三六六〕日本教育史資料 卷十九

御旗本御家人文學之儀は寛政の度學問所御取建有之候御制度も相備候へとも講武の場所壹ヶ所も御取建無之自然御旗本御家人講武の道も相弛み且者御闕典の儀に付東西南北え振分五ヶ所も最寄宜場所御取建有之弓炮鎗劔の業十分に稽古出來候様可被遊候間場所取調早々可被申聞候事

右御書付阿部伊勢守殿御直に御普請奉行石谷周防守え御渡御口上にて御作事小普請奉行えも可被談候

(註)嘉永七年八月八日付、御普請奉行への達

〔二三六七〕徳川禁令考 卷二十五

今般厚き御趣意を以劔術槍術砲術水泳等演習之ため講武所御創建被仰出築地講武所此節御成功相成候間諸御役人始御旗本御家人并倅厄介等に迄有志之輩罷出眞實に修行可被致候尤當四月中より稽古相始候筈

に候條委細之儀は久貝因幡守池田甲斐守江可被承合候且又後日は部臣浪人等も修行之爲め罷出候儀御差許可相成候得共此儀は追而可相違候

(註) 安政三年三月廿四日、「講武所御創建ニ付御觸書」

〔二三六八〕徳川禁令考 卷二十五

一劔術丁日槍術半日砲術は日々何れも朝四ツ時より夕七ツ時迄稽古有之候事

但劔術砲術正月十二日始十二月十八日納槍術正月十三日始十二月十七日納何れも六月朔日より七月晦日迄朝稽古六半時より四半時迄之事

一水泳五月より八月迄四ヶ月之間朝四時より夕七時迄稽古有之候事

但始納之日限講武所御門江掛札に而書出し可申候事

一五節旬八朔七月十三日より十六日迄且遠御成濱御成有之節は稽古休